

松 山 大 学 論 集
第 21 卷 第 2 号 抜 刷
2 0 0 9 年 8 月 発 行

弁護士の誕生とその背景(4)

—— 明治時代前期の代言人法制と代言人の活動 ——

谷 正 之

弁護士の誕生とその背景(4)

—— 明治時代前期の代言人法制と代言人の活動 ——

谷 正 之

序

- 一 司法職務定制
 - 1 民権の衝撃—民権とは何か
 - 2 司法職務定制の制定
 - 3 証書人代書人代言人職制
 - 4 代人規則による代人
 - 5 訴答文例並附録による代書人代言人
 - 6 裁判官・検察官の任用
 - 7 代言人の法律学研究
 - 8 代言人の法律研究所
 - 二 代言人規則—免許代言人の誕生
 - 1 代言人規則と代言人規則中手続
 - 2 改正代言人規則と代言人取扱手続
 - 3 両規則制定の趣旨
 - 4 代言人組合の名誉回復請求訴訟
 - 三 法律学校の設立—免許代言人の貢献
 - 1 フランス法系の法律学校
 - 2 イギリス法系の法律学校
 - 四 自由民権思想と自由民権運動
 - 1 自由民権思想
 - 2 自由民権運動
- 結び

序

江藤司法卿は開明的な司法制度改革を推進し、明治5(1872)年8月、フランスの司法制度等を参考に「司法職務定制」を制定した。そのなかに証書人代

書人代言人の職制を定めていた。証書人代書人代言人というものがわが国で初めて認められたのであるが、その職制はどのようなものであったか、代言人についてはその後更に代言人規則や改正代言人規則が制定されたが、それらの内容はどのようなものでどのように変わっていったか、別に定められた代人規則とはどのような関係にあったのか、民事訴訟の手續としてはどのようなものが制定されたか、代言人は法律研究所を設け法律学校の設立に貢献したといわれるが、それはどのようなものであったか。代言人は民事訴訟の未開拓の分野をどのように切り拓いていったのか。代言人は自由民権運動にどのように関わったのだろうか。本稿ではこれらの問題を検討したいと思う。

代言人は、フランスの司法制度を取り入れる中で初めて導入されたもので、かつてこのような職責を有する者はわが国には存在しなかったから、司法職務定制で新しく導入された代言人が、果たしてどのようにしてわが国の風土のなかに定着し成長していったのか、これを検証することは弁護士史にとって極めて重要なことである。

一 司法職務定制

1 民権の衝撃—民権とは何か

維新政府は欧米列強との間の不平等条約改正を目標に、わが国に西洋法を導入することにし、明治2(1869)年、太政官の制度局で中辨であった江藤新平のもとで箕作麟祥を中心にフランス法の翻訳を精力的に進めていた。箕作はフランス民法典を翻訳しドロアー・シヴィル(droit civil)という語に「民権」ということばを当てこれを会議に付した。そのとき委員から「民に権があるとは何のことか」とその意味を理解しかねて議論が沸騰した。箕作は一生懸命に説明したが、議論は容易に治まらなかった。江藤はこれを仲裁して「活かさず殺さず、しばらくこれを置け、他日必ずこれを活用する時あらん」といったので、この一言によって「民権」ということばは辛うじて会議を通過することができた¹⁾。江藤の一言で生き残った「民権」という二字は、江藤がのちに佐賀の乱で

世を去った²⁾あと、間もなく民権論が勃興し全国に知れ渡る有名語となった。

箕作は江藤のもとでフランス法典を翻訳していたとき、難解な点が多いのでフランスへ行って調べたいと申し出たところ、江藤は「一人を彼地に派して調査せしめんより寧ろ彼地より法律家を聘して箕作の質問に答へしめ傍ら学生を募りて之を教授せしめば一挙兩得ならん³⁾」ということで、フランス人のアヴォカ(avocat, 弁護士) ジョルジュ・ブスケを招聘することになった。ブスケは、明治5(1872)年2月に来日した。司法省は同人の来日を待ちかねていたこともあって、矢継ぎ早に様々な質問をしてフランス法の理解を深めた。箕作は、ブスケと棟続きの家に住みブスケからフランス法の指導を受け、翻訳研究を更に進めることができた。ブスケは、また司法省の下に開設された「明法寮」で、フランス法の教育を担当した。

2 司法職務定制の制定

左院副議長だった江藤は、明治5(1872)年4月、司法卿に就任した。江藤は司法制度を整備することが緊急の課題であると考え、明治5(1872)年7月、早くも本格的な西洋法系の司法職務定制案を作成して太政官政府に上奏した。政府はこれを承認して、同年8月3日、「司法職務定制」(太政官無号達)を制定した。これは第1章綱領から第22章監倉規則に至るまで全文108條から成る近代的な成文法典である。その内容は、司法省が統括する新しい裁判所を設け、裁判実務を担当する判事の職制を定め、わが国初めて公益代表者として検事の職制を設けるとともに、証書人代書人代言人の職制を定め、法学教育機関として明法寮を設置したことである。わが国の近代的な司法制度は、この「司法職務定制」から始まったのである。

1) 大槻(1907)89頁, 102頁, 穂積陳重(1980)214頁

2) 穂積陳重(1980)215頁は、江藤が救ったこの「民権の二字を他日に利用して憲政発達のためにその鋭才を用いるに至らず、不幸征韓論に蹉跌して、明治の商鞅となったのは、実に惜しいことである。」といている。

3) 加太自曆譜(1931)88頁

3 証書人代書人代言人職制

(1) 司法職務定制の規定

第10章に証書人代書人代言人職制に関する規定を置いている。これは社会のなかにあつて、人民に最も身近なところで法令にかかわる職務を行う者という広い意味での在野法曹に関する最初の法制を定めたものといえる。

第十章証書人代書人代言人職制

第四十一條

証書人

第一 各区戸長役所に於て証書人を置き田畑家屋等不動産の売買貸借及生存中所持物を人に贈与する約定書に奥印せしむ

第二 証書奥印手数のをに其世話料を出さしむ

第四十二條

代書人

第一 各区代書人を置き各人民の訴状を調成して其詞訟の遺漏無からしむ 但し代書人を用ふると用ひさるとは其本人の情願に任す

第二 訴状を調成するを乞う者は其世話料を出さしむ

第四十三條

代言人

第一 各区代言人を置き自ら訴ふる能はさる者の為に之に代り其訴の事情を陳述して冤枉無からしむ

但し代言人を用ふると用ひさるとは其本人の情願に任す

第二 代言人を用ふる者は其世話料を出さしむ

証書人は、公証人に当たるもので不動産の売買・貸借・贈与の証書に奥印することを職務とする。

代書人は、司法書士に当たるもので訴状を作成し訴訟で遺漏のないようにす

ることを職務とする。

代言人は、自ら訴えることのできない者のために、これに代ってその訴えの事情を陳述し^{えんおう}冤枉無からしむことを職務とする。「冤枉無からしむ」というのは何の罪もない人が罰せられないようにするという意味であるが、明治15(1882)年1月に治罪法が施行されるまでは代言人の刑事弁護は認められていなかったから、ここで「冤枉無からしむ」というのは、民事裁判においては真実を曲げることのないようにするということである。代言人の職責を見事に言い表した優れたことばである。この司法職務定制の定めにより、わが国に初めて訴訟代理人としての代言人が登場した。それまでは訴訟代理人という観念も制度もなかったから、これはまさに画期的なことであった。

証書人・代書人・代言人いずれについても依頼者から世話料を受けることを認めているから、これらの者が業として行うことを予想していた。

(2) フランスにおける証書人代書人代言人

この当時フランスでは、公正証書を作成する職責を有するノテール (notaire) がおり、訴訟書類等を作成するアヴーエ (avoué) がいて、裁判所の法廷で弁論する名誉ある自由業としてアヴォカ (avocat) が活躍していた⁴⁾。

司法省はこれを取り入れるに際し、ノテールを「証書人」と名付け、アヴーエに「代書人」ということばを当て、アヴォカに「代言人」という訳語をつけたのである。この当時のフランスの法学者ドラクルチーの「仏国政典」中の「私法即ち民法」によれば、三者の職責は次のとおりとされている⁵⁾。

ノテール (証書人) は、公正証書を作成し日付をつけてこれを預りその証書の原書又は写しを渡すことなどを行う者であるが、生存中の贈与の証書・婚姻の契約書・書入質の証書等はノテールが^{したた}認めたものでなければ公正なものでは

4) 三ヶ月ほか (1965) 小山 296 頁。フランスのアヴォカ (弁護士) は、訴訟制度が十分に機能するように公開の法廷で弁論を行い、裁判官を啓発し判決の準備に資する極めて重要な職務を担当するものである。

5) 家永 (1973) 25-26 頁

なく、不動産売買の証書のように大切な書類はノテールに依頼して認めるのが善策である。

アヴエー（代書人）は、裁判所で訴訟を行う原告被告のために、本人に訴訟の手續を指示し本人の名で弁論書を作成してこれに調印し、そのほかすべて訴訟に必要な書類を作成するものである。

アヴォカ（代言人）は、民事裁判所又は刑事裁判所に出席して原告被告のため弁論をする特権を有する者で、法律学「リサンシエー」（学士）以上の級に昇って宣誓をした者が代言人の職を行うことができる。

これらをみると、司法職務定制の証書人代書人代言人は、フランスのそれを参考に行っていることが分かるのである。

（3） 代言人登場の意義

明治時代になっても旧態依然として裁判は裁判官の専権とするところで、民事事件であっても当事者に笞杖を加え勾留するなど、江戸時代の出入筋・吟味筋のやり方をそのまま踏襲していた裁判官がいた。事件の当事者であっても、裁判官の命令に服従し許可がなければ発言することもできなかった。このようにときに当事者の立場に立って事実を陳述し「冤枉無からしむ」職責を有する代言人が登場してきたのである。

司法職務定制が代言人の存在を認めたということは、江戸時代以降長きにわたって行われてきた民事訴訟における代訟禁止の原則を廃止し、「訴訟代理の原則」をとることを明らかにしたものである。これはわが国の民事訴訟のあり方に関する一大転換であった。

4 代人規則による代人

「司法職務定制」に続いて、明治6（1873）年6月18日、「代人規則」が制定された（太政官布告第215号）。この規則は商業及びその他のことにつき代人をもって契約取引等をするを認めたものである。代人規則は、次のよう

に定めている。

第一條 凡そ何人に限らず己れの名義を以て他人をして其事を代理せしむるの権あるへし

但し本人幼年等にて其事理を弁し難き時は其後見人及び親族の者協議の上代人を任するを得へし

第二條 凡そ他人の委任を受け其事件を取扱ふ者は代人にして其事件を委任する者は本人なり故に代人委任上の所行は本人の關係たるへし

第三條 凡そ代人は心術正実にして二十一歳以上の者を撰むへし

第四條 代人は総理代人部理代人の別あり総理代人は其本人身上諸般の事務を代理する者にして部理代人は特に其委任する部内の事務を代理するを得る者とす

第五條 凡そ本人より代人を任し他人と契約取引等を為さん欲する時は必ず実印を押したる委任状を与ふへし

但し其家業取扱の場所に於て通常の事務を取扱はしむるの類は別段委任状を与ふるに及はず

第六條 委任状は総理代人又は部理代人たること及び其委任したる権限を明白に記載すへし

第七條 委任状書式左の通

拙者・拙者共儀某の事件に付何誰を以て総理代人・部理代人と定め拙者の名義にて左の事を代理為致候事

一 何々の事 但し権限の次第を分條記載すへし

右代理の委任状仍而如件

住所身分

年号何年何月何日

氏 名 印

後見人等は住所身分何誰
の後見人何誰と記すへし

第八條 代人を任するの権限は予め規定し難きものと雖も其本人幼弱疾病事故等にて長く委任せんとするときは其地方に新聞紙あらは之に記入せしめ世上に公布すへし

代人には、総理代人という本人の身上諸般の事務を一般的に代理する者と、部理代人という特に委任された部内の事務を制限的に代理する者との区別があった。この代人はその都度委任状を受ける必要があった。なお、21歳以上とあるのは、明治9（1876）年4月1日、満20歳以上と改められた（太政官布告第44号⁶⁾）。

司法職務定制が定める代言人は訴訟代理をする者であるが、「代人規則」の代人は訴訟以外の代理をすることを本来の趣旨としていたのである。

5 訴答文例並附録による代書人代言人

「代人規則」に引き続いて、明治6（1873）年7月17日、「訴答文例^{ならびに}並附録」（太政官第247号達）が制定された。これまでの種々雑多な申立てを整理して書式文例を示すことにより、裁判所の審理の促進を図ろうとしたのである。フランス法の影響を受けた立法が多い中で、この訴答文例並附録は、英米法の影響を受けた近代的な民事手続法である。判例法主義をとる国から法制を移入することは難しい面があるが、この訴答文例並附録や明治6（1873）年11月5日制定の「出訴期限規則」（太政官布告第362号）は、英米法系の法制を取り入れたものである⁷⁾。

訴答文例並附録は全文50条から成り、訴状・答弁書など訴訟書類の作成方

6) 太政官布告第44号を以って、明治6（1873）年6月第215号布告代人規則第3条を次のとおり改正した。「第三條 凡代人は心術正実にして満式拾歳以上の者を撰むへし。」

7) 中村（1967）275頁は、「訴答文例並附録」は英米法の訴答（pleading）の影響を受け、「出訴期限規則」（太政官布告第362号）は英米法の limitation of action の影響を受けていることを指摘している。出訴期限規則は、訴訟の対象により出訴期限を6ヶ月・1年・5年と定めたものである。

法やその書式文例、代書人代言人に関する規定などを置いている。この訴答文例並附録は、明治23(1890)年4月に「民事訴訟法」が制定されるまでは、民事訴訟の手續を定める基本法として適用された。

(1) 代書人

第1巻原告の訴状第2章に代書人に関する規定を置いている。

原告が訴状を作るには、必ず代書人を選び代書させ、自ら書することはできず(第3條)、訴訟中訴状に関係する被告と往復する文書もまた代書人に代書させ且つ代書人が氏名を記入することを要し(第4條)、代書人に疾病や事故があり改選するときは、即日依頼者より裁判所に届け且つ相手方に報告しなければならない、裁判所に届けず被告に報告しなければ仮令代書しても代書人とみなすことができない(第5條)と定めている。訴訟関係書類の作成は、代書人によらなければならないという「代書人強制主義」をとっているのである。

(2) 代言人

代言人に関しては、第1巻原告の訴状第10章に「代言人の事」と題して原告が代言人を選任する場合について定め、第2巻被告の答書第3章に「代言人の事」と題して被告が代言人を選任する場合について定めている。

第1巻第10章「代言人の事」の定めは、次のとおりである。

第三十條 原告人⁸⁾の情願に因て代言人をして代言せしむることを許す
 言人を用ふる者は其訴状の奥書に代言人に依頼したる旨を記載して原告
 人及代言人の連印を為す可し若し連印なければ代言せしむることを許さ
 す

第三十一條 原告人代言人をして代言せしむる時訟廷に同席することは其

8) この当時は原告のことを原告人といい、被告のことを被告人と称した。

情願に任かす

第三十二條 訴訟に關係する書類は代言人又は保証人の類と雖も原告人の証と為る可き者は原告人の撰ひたる代書人をして代書せしめ其代書人の氏名を記入せしむ可し原告人の自書を用ふることを得す
書面の末に署する氏名は其本人の自筆を用ひ代書人をして代書せしむへからず若し本人自書すること能はされは其旨を氏名の肩に記すへし但し第二章但書を見るへし
訴訟中原告人は又は代言人の疾病事故に因り仮りの代言人を出す時は原告人又は代言人より仮りの代言人に依頼するの証書を出すへし若し証書なければ仮りの代言人と為すことを許さす

このように原告は代言人を任意に選任できること（代言人任意主義）、代言人を選任する場合は訴状の奥書に代言人に依頼したことを記載して原告が連印することを要する（連印がなければ代言できない）こと、代言人を選任したとき原告が法廷に同席するかどうかは任意であること、訴訟に關係する書類は原告の選んだ代書人が作成しその代書人が氏名を記入しなければならず（代書人が作成したものでなければ証拠能力がない）、原告の自書を用いることはできないこと、書面の末尾に署名する氏名は本人が自書する（代書人が代書してはならない）こと、原告又は代言人に疾病や事故があり仮の代言人を出す場合は、仮の代言人に依頼する旨の証書を提出しなければならないことを定めている。

被告の方はどうであろうか。司法職務定制では、自ら訴えることができない者のために代言人を選任できること、代書人が訴状を調成することを定めていたが、被告が代言人を選任できるのかどうか、被告の答弁書を代書人が作成することができるのかどうかについては定めがなかった。

そこで、訴答文例並附録第2巻被告の答書第3章「代言人の事」は、被告について次のように定めている。

第三十五條 被告人の代言人を用るも亦其情願に任す然れとも必ず本人自ら同伴して訟庭に出席し其結局は本人より決答を為す可し

第三十六條 被告人代言人を出す時は答書の奥書及連印等の方法第三十條に照す可し

第三十七條 答書に關係するの書類は代言人又は保証人の類と雖も被告人の証と為るべき者は被告人の撰みたる代書人をして代書せしめ且つ代書人の氏名を記入せしむ可し被告人の自書を用ふるを得す
書面の末に署する氏名は其本人の自筆を用ひ代書人をして代書せしむ可からず若し本人自書すること能はざる時は其旨を氏名の肩に記す可し

被告は代言人を任意に選任できること（代言人任意主義）、被告は代言人を選任しても本人自ら必ず法廷に同伴し結局本人の回答で決すること、被告が代言人を選任した場合は、答弁書の奥書に代言人に依頼したことを記載し、被告が連印することを要する（連印がなければ代言できない）こと、答弁に關する書類は、被告が選んだ代書人が作成し、その代書人が氏名を記入しなければならない（代書人が作成したものでなければ証拠能力がない）、被告の自書を用いることができないこと、書面の末尾に署名する氏名は、本人が自書する（代書人が代書してはならない）ことなど、原告の場合とほぼ同様の規定を置いている。

これらのことをまとめると、原告・被告は双方ともに任意に代言人を選任できる（代言人任意主義）が、原告の訴状（第3條）・被告との往復文書（第4條）・訴訟に關する書類（第32條）、被告の答書（第34條）・答書に關する書類（第37條）については、原告被告がそれぞれ選任した代書人が作成しなければならない（代書人強制主義）ということである。司法職務定制では、訴状を作成する代書人の選任は任意であったが、訴答文例並附録では代書人強制主義をとったから、訴訟における代書人の重要性を認識させ代書人の地位を高

めるものとなった。

司法職務定制は、フランスのアヴォカ (avocat) とアヴェーエ (avoué) の二元主義を取り入れ、訴答文例並附録は、イギリスのバリスター (barrister) とソリシター (solicitor) の二元主義⁹⁾を取り入れている。フランスの二元主義やイギリスの二元主義は、もともと同じ起源をもつローマ法のアヴォカート (avvocato) とプロクラトーレ (procuratore) からきており、わが国も同様に代言人と代書人の二元主義を採用したのである。

この訴答文例並附録の制定により、代書人や代言人の活動が活発になってきた¹⁰⁾。同文例並附録が示している書式文例は、代書人による訴訟書類の作成を容易にし、代言人もまた事実の陳述等訴訟活動上便利になったからである。

このように明治6 (1873) 年7月当時、訴訟書類の作成については「代書人強制主義」がとられていた。ところが、代書人に資格要件はなく誰でも書けるということから、強制することは意味がないということになったのであろうか、太政官政府は1年後の明治7 (1874) 年7月14日に「訴答文例中代書人の件改定」(太政官布告第75号)を出してこの強制主義を廃止し、代書人を選任するかどうかは当事者の任意とし、もとの任意主義に戻った。

太政官布告第75号訴答文例中代書人の件改定

- 一 原告人被告人訴状答書及び双方往復文書を作るに代書人を撰み代書せしむる共又は代書人を用ひずして自書する共總て本人の情願に任すへき事
- 二 原告人被告人にて代書人を用ひざる時は親戚又は朋友の者を以て差添人となし訴状答書等へ連印せしむへき事 但訴答文例中本文と相抵触する廉々は總て廃止の儀と可相心得事

この改定では代書人を用いない場合は、親戚又は朋友の者を以て差添人とし訴状答書等へ連印することとしているが、明治8 (1875) 年2月3日には、訴

9) 三ヶ月ほか (1965) 田中 21 頁。イギリスはバリスター (barrister) とソリシター (solicitor) の二元主義をとっている。バリスターの社会的地位は高く裁判所で弁論を行うが、ソリシターは事件の依頼者との交渉や訴訟書類の作成等を行う者であって、それぞれ職能を異にするが両者の関係は対等である。

10) 日本弁護士連合会 (1959) 8 頁

答文例中訴訟手続に差支えない者は差添人を要しない(太政官布告第13号)と改めている。

司法職務定制や訴答文例並附録のいずれにおいても、代言人と代書人の二元主義をとることを示しながら、代言人や代書人の資格要件については何の定めもしていない。明治6(1873)年6月18日制定の「代人規則」(太政官布告第215号)においても「心術正実にして二十一歳以上の者(のち二十歳以上の者と改正)」(第3條)であれば、委任状を提出する(第4條,第5條)ことにより訴訟の代理をすることができると解された¹¹⁾

したがって、誰でも代言人や代書人になることができ、一人で二つの役割をすることも差支えなく、また、代言人と代人を区別してはいるが、代人も訴訟代理ができると解釈されたから、形式的には代言人・代書人・代人の区別をしながら、資格要件や実質的効果についての考慮が足りなかったために何ほどの差異もないという結果になった。

司法職務定制が掲げる代言人は、本人を代理して事実を陳述し「冤枉無からしむ」職責を有する者であるが、これを十分理解していない素人が代言人になり、或いは、幕末の公事師などが引き続き代言人になった者も少なくなかった¹²⁾ 当時代言人と称してはいるが、法的素養もなく風体も悪く品位を欠く者が少なくなかった。明治時代前期において各地の裁判所に入出入りする代言人の多くはこのようなものであった。

6 裁判官・検察官の任用

(1) 自由任用制

明治5(1872)年の「司法職務定制」で裁判官・検察官の職制が定められたが、これにより急遽任命された裁判官・検察官は、未だ法学教育を受けておらず縁故採用されることの多い自由任用制であった。つまり、彼らは法律的素養

11) 日本弁護士連合会(1959)7頁,林屋ほか(2003)102頁

12) 瀧川(1984)112頁,林屋ほか(2003)102頁

を欠く即製官僚だったのである。そのため裁判官は民事訴訟において原被告間の争点を整理することを知らず、争点外のことを勝手に持ち出して意外の裁判をすることがあり、採証の法理も知らない者が少なくなかった。さらに問題なのは、前述のとおり、民事裁判であるにもかかわらず笞杖を加え勾留するなど刑事裁判と混同する裁判官がいて、司法省が彼らに注意しなければならない有様であった。

明治5(1872)年8月10日、司法省達第6号は、次のように言っている。

聴訟之儀は人民の権利を伸しむる為めに其曲直を断するの設に候得者、最懇説篤論して能く其情を尽くさしむべきの処、右事務を断獄と混同し、訟訴原告人へ笞杖を加へ候向も有之哉に相聞へ、甚以無謂次第に付、自今右様之儀無之様、厚注意可致事。

そして更に、司法省は、明治9(1876)年1月9日、司法省達第2号を出して民事では勾留しないよう裁判官に注意している。

従前民事呼出の上拘留致候儀も有之哉に候処、右は不都合の儀に有之自今不相成候條此旨相達候事。

板垣・後藤・江藤・副島らは、明治6(1873)年10月、征韓論争で下野した後、翌7年1月、愛国公党を結成し、民撰議院設立建白書を左院に提出した。板垣は、高知に帰り「立志社」を設立し、自由民権運動を開始した。江藤は、明治7(1874)年2月、佐賀の乱を起こし政府打倒を目標とする一連の内乱の先鋒となった。

このように自由民権運動と武力行使による藩閥政府批判が公然化した政治状況のなかで、政府は、明治7(1874)年5月20日、裁判所の法廷における取締法規を制定した。これが「裁判所取締規則」(司法省甲第9号達)である。規則制定の深意は、自由民権運動により藩閥政府に批判的な民権家代言人が多く法廷に出ることを恐れ事前に規制しようとしたのである。

裁判所取締規則

第一條 訟庭は訴訟口詰必す出席し詞訟人を順次に呼込み裁判官の命に従ひ失敬又は鬧の事あらざる様其取締を為すべき事

第二條 原被告人を始め代言人等總て訟庭に出る者は呼込の次第に従ひ沈黙整列し裁判官出席すれば各々起て礼を為すへし

第三條 原被告等共其事情を餘蘊なく幾回も詳細に陳述すへしと雖も互に先つ発言する者の言終りたる後に非れば更に其言を發す可からず

第四條 凡進退動作は輕躁に涉らず言語は憤怒高激に涉らず諄々として其事情を陳述し且裁判官に対して尊敬を致すに注意すへし

第五條 前條に記載したることを守らず裁判官に対し尊敬を欠く者あるときは裁判官直ちに譴責を加う可し若し之を再犯する者は違式の輕重に問ひ相当の罰金を科す可き事

但右譴責等は斷獄課に付するに及はず其裁判官直に申渡す可し

第六條 譴責又は罰金を科すへきものある時は其裁判を中止して其犯則に關係なき者は一旦扣所に退かしめ然後犯則の者に譴責又は罰金を申渡す可き事

但其言渡書は其出席人の扣所に十日間貼附すへし

第七條 裁判官を罵る者ある時は前條の如く其裁判を中止し之を斷獄課に付し本律を科すへき事

第八條 總て裁判は衆人公聽を許すと雖も人々皆沈黙敬聽す可し

但裁判官審問の際公聽の者若し紛鬧にして審問の妨礙ありと思量する時は便宜を以て訴訟口詰に命し公聽のものを退そかしむ可き事

第2條および第3條は、法廷における審理開始の礼から原告被告の発言の順序を定めるものであり、法廷における倫理規定ともいふべきもので特に異を唱えるほどのものではないが、第4條後段やその他の規定は問題があった。第4條後段は裁判官に対する尊敬を要求しており、裁判官に対し尊敬を欠く者あるときは、裁判官は直ちに譴責又は罰金を加えるべしと定め、譴責等は斷獄課に付するに及ばずその裁判官が直に申渡すことができる（第5條）としていたからである。更に、犯則者に対する譴責又は罰金の言渡書は、その出席者の控所

に10日間貼附する（第6條）としていた。それだけでなく、裁判官を罵る者があるときは、その裁判を中止しこれを断獄課に付し刑事裁判により本律を科すべきこと（第7條）としていた。本律を科すとは、新律綱領・改定律例により刑事罰を科すという意味である。

明治7（1874）年10月8日には、司法省達甲第19号により、当初の第5條と第7條の規定にはなかった代言人に対するものを但書で追加する形の改正を行った。

第五條 前条に記載したることを守らず裁判官に対し尊敬を欠くものあるときは裁判官直に譴責を加ふ可し

但代言人此を犯し譴責を受しときは其事件に付代言人たることを得す

第七條 裁判官を罵る者ある時は前條の如く其裁判を中止し之を断獄課に付し本律を科す可き事

但代言人此を犯すものは本律を科するの後三月より多からざる時間代言人となりて裁判所へ出ることを得す

この結果、裁判官に対し尊敬を欠いた代言人に対し、裁判官は直ちに譴責を加え、譴責を受けた代言人はその事件につき代言人となることができなくなった。裁判官を罵り刑事裁判で本律を科された代言人は、その後三か月より多くない期間代言人となって裁判所へ出ることができないことになった。

裁判所取締規則は、ただ裁判官というだけで尊敬を強要した。このような立法は今日では考えられないことである。官尊民卑の風潮が極めて強い時代であったから、法律的素養を欠き尊敬に値するとはいえない即製裁判官でありながら威張る者が少なくなかった。他方、司法職務定制下において代言人として法廷に出入していたのは、幕末の公事師・もぐり公事師・素人など雑多な人間であった。民間には未だ法律学を学ぶ所は殆んどなかったから、これら代言人の法律的素養は論外であり、即製裁判官に迎合盲従するばかりでその評価は当

然低かったが、自由民権運動が進むにしたがい人権意識の高い民権家代言人が出始めた。

この取締規則は、裁判所草創の時期であり、法廷の威厳と秩序を維持するために法廷に出入りする者を啓蒙する趣旨もあつたであろうが、その深意は政府に批判的な代言人らを規制しようとしたのである。この当時の代言人は、訴訟の当事者と同じ扱いで裁判所の門の出入りも厳重であつた。

(2) 代言人のプライド

① 星亨代言人

このような裁判所の状況の中で、星亨が代言人になった。星は明治10(1877)年末にロンドン法学院ミドル・テンプルを卒業し、バリスターの称号を得て帰国し代言人となった¹³⁾。当時本格的に法律学を学んだ法律専門家というものは稀であつたから、その自負は相当なものであつたろう。星は自分を侮辱する即製官僚に対して容赦がなかつた。星には次のようなエピソードがある。

星が人力車に乗って裁判所の門を通過した。門衛は大声で「下りろ」「下りろ」と叱呼したが、星はかまわず「行けっ」とどなって玄関まで着いてしまった。真赤になつて追っかけてきた門衛は「なぜ乗り込んだか、引き返せ」といったが、星は度の強い近眼鏡をかけた豪放な面構えで、「乗り込んだのが悪いなら引き返すとまた悪事することになるがそれでもいいか」と言い返した。門衛は呆然としている間に、自分は堂々と中へ入ってしまった¹⁴⁾。

彼はイギリス帰りの新知識と司法省付属代言人という特権的地位をもって判検事に対等に渡り合った。

司法職務定制により新しい裁判所が設置され、従来の白洲(法廷)は建物の中の土間に移された。民事裁判でも、法壇上には裁判官のほかには検察官も同席して監督していた。当時の代言人は、当事者と同様法廷で名前は呼び捨てであつた。法廷における事件は、廷丁(今の廷吏)が声高らかに四角ばって呼び上げ

13) 野沢編(1984)128頁、奥平(1913)217-237頁、333-336頁、中村(1963)47-49頁

14) 小林(1973)5頁、伊達・岩田(1990)13-14頁

た。治罪法で代言人が刑事弁護するようになったある日、星亨代言人が出廷し後方の長椅子に掛けて待っていた。

被告人の氏名が呼び上げられ、被告人が裁判長の前に立ってお辞儀をした。続いて「弁護人星亨」と廷丁が呼んだ。その時星は立たなかった。廷丁はまた呼んだ。また星は立たなかった。裁判長は星を壇上から見つめて「星弁護人は席に就かないのか」といった。すると星は何喰わぬ顔をして弁護人の席に就いた。裁判長は星を見下して「弁護人は廷丁が呼んだら直ぐ席に就いてもらいたい」というと、直ぐ星は「弁護人は刑事裁判を構成する一人である。被告人とは違う。氏名を呼び捨てにするならば本職は決して席に就かない」と言い捨てた。星亨のこのような抵抗が次第に他の代言人にも連鎖して、呼び捨ての悪弊は時を経てなくなってしまった¹⁵⁾

星が立って席に就いたのは、たまたま裁判長が「星弁護人」と言ったからである。「弁護人星亨」であったならば、星は後方の席にいたまま抗議したであろう。星が裁判長に「弁護人は刑事裁判を構成する一人である」と言ったことを、裁判長を含めて法廷にいた者がどれほど理解したであろうか。彼は治罪法による刑事裁判は従前のような糾問主義ではなく弾劾主義に基づくもので、弁護人は被告人の人権を擁護するため検察官と対峙する刑事裁判上重要な職責をもつ存在であるという趣旨をいったのである。その職責をもつ弁護人の名前を呼捨てにすると何事かと抗議した。これが他の代言人にも伝播して裁判所に対する抗議となり、名前を呼び捨てにする悪弊をなくした。星は初期代言人の地位向上のため新生面を切り開いた。彼はのち自由党をリードする民権家代言人として活躍した。

② 砂川雄峻代言人

人力車で裁判所に乗り入れたのは星だけではない。大阪の代言人砂川雄峻もそうであった。一般人民はもとより、代言人であっても乗車乗馬のまま裁判所の門内に入ることは許されず、車馬を引き入れることさえできなかった。大阪で乗車乗馬のまま裁判所の門内に入ったのは砂川が初めてである¹⁶⁾ 強引に

15) 小林 (1973) 6 頁, 伊達・岩田 (1990) 14-15 頁

16) 砂川 (1916) 8-9 頁

入ったのではなく、乗車乗馬のまま入らせよと予め裁判所と交渉したうえであったというからまだ紳士的であった。

③ 石黒涵一郎代言人

岡山の石黒涵一郎代言人は、あるとき控訴院の法廷において裁判長に記録の閲覧を求めた。裁判長は記録を投げるようにして渡したのが床下に落ちた。彼は身を屈めてこれを拾うのを潔しとせず、やおら草履をぬぎ、足の指を用いてその記録を机上につまみ上げたという¹⁷⁾

裁判所は官尊民卑の強いところで、彼のこのような行動は大変勇気のいることであった。

砂川『法曹紙屑籠』は、裁判所の官尊民卑の風潮を次のように述べている。

明治15年及びそれ以後も裁判所は官尊民卑で、裁判官は決して代言人に相当の敬意を表しない、書記廷丁に至るまで大いに威張ったものであった。その当時目賀田種太郎が代言人となり、地位学識名望ともに高かったが廷丁等は官の威を藉り同人に対しても威張っていたところ、突然同人が判事になった。驚いたのは廷丁で昨日まで眼下に見下していた人に対し、今日は低頭平身しなければならないことになり、実に極まりが悪く困っていたという¹⁸⁾

前記石黒涵一郎代言人は、法廷においても政界においても剛直をもって知られた民権家代言人であった。彼は自由民権運動に加わり集会條例に3回触れて処罰を受け、明治20(1887)年ころ星亨らとポアソナードの意見を印刷して全国に配布し出版條例違反で軽禁錮3年の言渡しを受け入獄した経験を持つ代言人であった。岡山教会の信徒として明治19(1886)年にキリスト教主義の山陽英和女学校(現、山陽学園大学)を創立し教育界に貢献した。また、彼は自由党の代議士となり政界でも活躍した。

17) 自由と正義(1976)波多野23頁。石黒涵一郎は、第1回代言人試験に合格した岡山の免許代言人である。

18) 砂川(1916)3-4頁

(3) 代言人の民事代理

① 幕末に東海道を通行した4～5人の大名から、静岡の100人ほどの百姓・労働者が徴用されて4～5日間荷物を運搬したが、賃金の支払いがないまま明治4(1871)年ころになってしまった。司法職務定制下の静岡の代言人前島豊太郎は、これらの者から委任を受けて旧大名を被告とし裁判所に訴えを起してこの問題の解決に尽力した。

前島は、明治9(1876)年5月、第2回代言人検査を受けて合格し、免許代言人となった。彼は翌年静岡で法律研究所「択善社」を開設し代言業務を行うとともに、積極的に自由民権運動を行い静岡の代表的な免許代言人となった¹⁹⁾。彼は政談演説を盛んに行ったが、これが讒謗律に問われることになった。これについてはのちに述べる。

② 司法職務定制下の代言人児玉淳一郎・同代言人中定勝は、明治7(1874)年2月、三谷三九郎より委任されてその代言人となった。三谷三九郎(以下「三九郎」という)は油を扱う三谷組を経営していたが、オランダ商社総代ピストリウスより油を担保に借入した金十萬円の支払請求を受け、事件は司法省裁判所に係属していた(第1審は神奈川裁判所)。受任した児玉・中代言人は、三九郎を同伴して弁論期日に司法省裁判所に出向いた。児玉・中は、法廷において別の東京商社を被告として訴えを起すからその事件が落着くまで、本件の審理は中止すべきであると主張し、ピストリウスは異議を述べなかったので裁判所は審理を中止した。そして、児玉・中は三九郎を代理して東京商社を被告とし違約金請求の訴えを司法省裁判所に起こした。第1審管轄裁判所は東京裁判所であるのに、その手続を経ないでいきなり司法省裁判所に出訴した。司法省裁判所は管轄違いで移送するか却下すべきであるのに、被告商社は異議を述べなかったとしてこれを受理した。児玉・中代言人は、被告東京商社の取引方法を非難し違約の行為を種々指摘し損害賠償を請求したが、その論が難解で玉

19) 自由と正義(1975)41頁に収録の鈴木信雄の談。自由と正義(1976)大蔵48頁

乃権大判事はこれを煩わしいと思い、直に三九郎本人の出廷を求めた。兎玉・中はその必要がないことを説き、玉乃は遂に三九郎出廷に及ばずとの結論を出した。

ところが、数日後他の判事の名で、三九郎に出廷を命じた。三九郎は期日に出廷しなかったので、令状を發して三九郎を勾留した。ここにおいて兎玉・中は敢然として三九郎の人身保護請求をし、さらに裁判官の忌避申立てを行った。人身保護法はなく、裁判官忌避の前例もないのにどのようにして訴訟活動をしたのであろうか。

奥平昌洪『日本弁護士史』は、兎玉と中の両代言人の活躍を次のように記している。

是において兎玉は人身保護の上願書といふを作り福沢諭吉の添削を得て之を東京府知事大久保一翁に呈し、玉乃権大判事は三九郎の出頭を要せずといへるにも拘はらず他の判事に於て其出頭せざるを罪ありとして獄に投じたるは裁判所に二頭ありて其処置を異にする嫌あり。甚だ謂れなき次第なれば速に三九郎を放免すべき手續を為し以て人身を保護せられんことを請ふとの旨趣を陳べたり。高等法衙の処置に対する不服を地方行政庁に訴ふるが如きは是れ謂ゆる甚だ謂れなき次第なれども当時行政司法の権限未だ截然ならず殆ど混沌たる状況に在りたれば知事は之を受理し上願の趣を司法卿及び太政大臣に伺い出でたりしが三九郎は直に帰宅を許されたり²⁰⁾

これによって兎玉・中両代言人の意気は大いに上がり、今度は令状を發して三九郎の勾留を命じた裁判官を忌避することを考え、係り替えの上願書を作成して司法省裁判所に提出した。

^{さき}曩の裁判官は訴答文例第二十条末項に謂ゆる曲庇圧制の嫌あれば掛官を替へて審判せられたしとの旨を述べたり。是は今の民事訴訟法に謂ゆる判事の忌避にして実に忌避の嚆矢なりとす。裁判所は司法省と協議の末上願を聴き寧ろ近頃新に落着し此間の消息を知らざる権少判事小村元嘉をして担任せしむるこそ却て的当なるべけれど中村権少判事を主任とし以て該事件の審理を続行せしめたり²¹⁾

兎玉・中両代言人の係り替えの上願は、まんまと効を奏し裁判官を交替させた。人身保護法もなく、また、民事訴訟法の整備も不十分な時代に、代言人と

20) 奥平 (1913) 66 頁

21) 奥平 (1913) 66-67 頁

して知恵を尽くして取組み、本人を釈放させてその人権を擁護し、更に、裁判の公平を期するために裁判官を忌避するという二つの先例を切り拓いたことは真に立派であった。

7 代言人の法律学研究

明治時代前期の近代的な代言業務の道を切り開いて行った人たちに共通の特徴は、フランス語や英語を学び欧米の法律書を読み、法律学の研究に極めて熱心で真の勉強家であったことである。例えば、大井憲太郎、渋川忠二郎、星亨、元田直、高橋一勝、増島六一郎の例をみてみよう。

① 大井憲太郎は、明治元（1868）年11月、箕作が教える神戸洋学校でフランス語や西洋事情を学び、明治3（1870）年、大学南校や箕作の私塾共学社で学んだ。その後、箕作の推奨で生活のため、明治4（1871）年11月、兵部省に出仕し、明治7（1874）年4月に陸軍省に出仕したが、明治5（1872）年2月ころ、箕作の斡旋で江藤司法卿からフランス法の翻訳を依頼され仏国政典²²⁾の翻訳を開始した（出版年明治6（1873）年10月）。

仏国政典は、フランスが国家の権力を立法行政司法の三権に分け互いに分立均衡させ、国民の自由権利を保障する三権分立制をとっていることを明らかにしている。第一部国法のうち、第二人々の権利 第十二條三権の分立のところには「大権は立法行政司法の三権よりなる而して憲典に於て三権を合同しかたきの主意は此の三権を互に相分立対衝せしめて国民の自主を保護せんと欲するに由るなり」と記してある。そして、憲法は、人々の権利として、庶民同等の権利（第1條）、独立自在の権利（第2條）、財産権の不可侵（第3條）、信教本心自由の権利（第4條）、出版自由の権利（第5條）、会合及び結社の権利（第6條）、乞願の権利（第7條）、裁判を受ける権利（第8條）などを定めていた。

22) 司法省発行の大井訳（1873）「仏国政典」は、ドラクルチー（Delacourti）著の憲法・行政法・民法・刑法・訴訟法の概説書を翻訳したものである。

大井は、続いて仏国民撰議院選挙法（共訳、明治7年）、仏蘭西^{ゆう}邑法（明治8年）、仏蘭西州法（明治9年）、仏国法律提要（共訳、明治9年）、仏国民撰議院規則（明治10年）、仏国商工法鑑²³⁾（明治10年）、仏国政法論（共訳、明治12年）など次々に翻訳し、これらは政府諸機関がフランス法を知るための重要な資料となった²⁴⁾。

彼はこれらの訳業を通じてフランス諸法に通じ、その精神である自由人權の思想まで会得しており、この当時箕作麟祥と同様に群を抜いた法律家であった。大井は既に明治6（1873）年12月19日の「日新真事誌」に、未だ政府要人の誰の念頭にもない憲法制定の必要性を主張している。

今我国に於て現に希望する所国憲にあり。夫れ国に憲法なきは国たるを得ず。假令野蠻の中に在て幸に国を維持するを得るも是れ畜に僥倖と云う可きのみ。未嘗て眞に一国の躰裁を具有すと云う可からず。我国維新以来大に面目を改むと雖も未だ国憲具備せざるに似たり。畜一大缺典ならず²⁵⁾

明治7（1874）年1月、板垣らの民撰議院設立建白書が左院に提出され国会開設の時期をめぐり論争が生じたが、大井は早期開設を唱え「馬城台二郎」のペンネームで「東京日日新聞」で加藤弘之の時期尚早論に敢然と挑み熾烈な論争を繰り広げた。彼は、明治8（1875）年5月、元老院法律取調局少書記官に抜擢されたが、1年にも満たないうちに同院議官陸奥宗光と対立し²⁶⁾、同少書記官を辞任してしまった。同局の中江兆民も同じく辞任した。その後大井は二度と官に就くことはなかった²⁷⁾。

大井は加藤との論争を通じて一層法律学の研究を深め、人民の自由権利の伸張とその擁護をはかるため代言人の必要性を感じていたので、明治10（1877）年1月、北島道龍とともに「講法学社」を開設し、大井・箕作らが

23) 仏国商工法鑑は、商法と工業場法に関するものである。

24) 平野（1965）27-29頁、潮見編（1972）中村20頁

25) 家永編（1973）3頁

26) 平野（1965）35頁によれば、大井が人權擁護の書物普及のため出版社を作ったことについて陸奥から戒告を受けたことが原因という。

27) 平野（1965）36頁

フランス法を学生に教えた。明治11(1878)年、彼は講法学社を離れて新たに「明法学社」を興し、学生にフランス法を教え指導した。

大井は、明治14(1881)年の前半に、試験による代言人免許を得て、同年9月ころ代言人開業し代言活動を開始した。明治15(1882)年、東京代言人組合副会長となり翌年再任された。明治15年6月、彼は自由党常議員になっていたのも、各地で政談演説を行い自由民権運動を推進するとともに、この運動から派生した自由民権裁判(福島事件・高田事件・加波山事件)の弁護人として活躍した。そして、大阪事件では自ら裁判を受ける身となるなど彼の生涯は波乱続きであった²⁸⁾が、民権家代言人としての志操は最後まで持ち続けた。

- ② 渋川忠二郎は、明治7(1874)年、フランス人レオン・ジュリが校長の京都の仏学校でフランス式教育を受け、明治9(1876)年3月、上京し中江兆民の仏学塾(中江は元老院法律調査局を同年辞任してこの学塾を興した)に入りフランス語やフランスの政治・法律・歴史を学び一層研鑽に努め、ルソーやモンテスキューの著書を読んだ。同年7月、大阪上等裁判所ができた際に裁判所書記となり、裁判所においてフランス人リップマン、次いでペイネによるフランス民法等の講義の通訳や講義録の筆記翻訳をした。渋川の仏語理解力は、仏語通訳人の中で最も卓越しその信頼は厚く、リップマンに代わって講義を担当するほどであった。彼のフランス法律学の考え方や知識はこのときに培われた。

自由民権運動が高まっていた明治16(1883)年2月に裁判所書記を辞め、同年4月大阪に法律研究所「明法館」を設立し、契約書・訴状答弁書・請願書等の作成、代言人の選定・訴訟の指導などを行い、明治18(1885)年には自ら免許代言人となり、自由民権裁判の大阪事件の弁護人として活躍した

28) 潮見編(1972)中村19頁以下に、大井の学問歴・フランス法制の翻訳上の貢献・国会早期開設論で加藤弘之の時期尚早論に挑み、法律研究所を開設、代言人として自由民権裁判の弁護に活躍し、民権派として政党運動に邁進、大阪事件に連座して入獄するなど波乱の生涯が要領よく紹介されている。平野(1965)37頁、朝日ジャーナル編(1963)3-7頁

ほか多くの訴訟事件を扱った²⁹⁾

- ③ 星亨は、明治元（1868）年7月に何礼之の英学塾で英法を学び、明治2（1869）年に和歌山藩の洋学助教を務め、同年8月、横浜の英学校修文館の教師となった。陸奥宗光の引き立てで、明治5（1872）年3月、大蔵省租税寮雇いとなり、英国証印税法を翻訳した。その後、明治7（1874）年には租税権助・横浜税関長を務め、ブラックストーンの英国法律全書を翻訳して刊行した。同年7月、租税本寮外事課長に転任した後も横浜の税関顧問のイギリス人ラウダーに英法を学んだ。そして、同年9月、太政官より英国へ派遣する旨命令を受けて英国に留学し、ロンドン法学院ミドル・テンプルで本格的に法律学を修めバリスターの称号を得て、明治10（1877）年末に帰国し、司法省付属代言人となった³⁰⁾
- ④ 元田直は、明治2（1869）年8月、制度取調局及び記録局で大史として勤務し、江藤新平のもと、箕作麟祥・楠田英世・横山由清などともに法典編纂に当たった。明治4（1871）年12月、岡山県権参事に任じられたが辞退して下野し、「法律学舎」を興して学生に法律学を教え、また、代言業務に従事した。法律学舎では、元田が刑律を講義し、名村泰蔵が仏国民法、沼間守一が英国法を講義した³¹⁾ 元田直は人望があり、東京代言人組合の初代会長に就任した。

29) 潮見編（1972）山中33頁以下に、渋川の学問歴・明法館の設立・大阪法学舎の設立など後進の育成に貢献したこと、仏学塾で自由民権教育を受け大阪事件裁判の弁護などで活躍したことなどについて紹介があり、大阪で活躍した明治の代言人を知ることができる。

30) 中村（1963）22頁以下、野沢編（1984）136-137頁。星は明治15（1882）年司法省付属代言人制度が廃止された際、代言人試験を免除されて免許代言人となった。司法省で判事に転職するよういわれたが、星は代言人をするといった。そして、彼は自分が試験に落第したら無能の者にこれまで司法省付属代言人という栄職と俸給を与えていたことになり、司法省の失態を世に知らせその面目丸潰れになってしまうと談判したので、司法次官三好退蔵はそれも一理あるということで結局試験を免除された。目賀田種太郎（ハーバード大出身）、相馬永胤（コロンビア大出身）も明治13（1880）年に無給の司法省付属代言人になったが、同代言人制度が廃止された際、代言人になることを願ったが、司法省に免許試験をすといわれやむなく司法省のいうまま判事に転職した。星のような論を立てることができなかったのを残念がったという。

31) 奥平（1913）152頁以下、手塚Ⅱ 182頁以下

- ⑤ 高橋一勝は、明治6(1873)年、横浜の高島学校で英語を学んだ後、工部省測量司学校・外国語学校を経て、明治8(1875)年、開成学校(イギリス法系)に入学したが、同校は同10(1877)年に東京大学に合流したので、彼は法学部のイギリス法律学科に進み、同12(1879)年7月、卒業した。当時官学を卒業した者は官吏になるのが常道であったが、自由民権運動の影響のもと高橋は率先して代言人となり代書代言の業務に従事した。彼は法学士代言人の先駆者である。高橋は同輩の学士代言人の山下雄太郎・磯野計と共に「東京攻法館」を設立し、学生に邦語や英米語の原書による法律学の講義を行い、増島六一郎・大谷木備一郎も講師としてこれに協力した³²⁾ 明治14(1881)年6月1日、東京代言人組合の免許代言人たちに推されて高橋は、星亨とともに原告となり東京日日新聞社社長福地源一郎を被告とする名誉回復請求訴訟を東京裁判所に提起し免許代言人の名誉を守るために努力した。
- ⑥ 増島六一郎は、明治3(1870)年、山東義塾で英語を学んだ後、明治5(1872)年、外務省の外国語学校に入学、同校はやがて開成学校になり、明治10(1877)4月、東京大学に合流しそこでイギリス人教師のウィリアム・イー・グリスビー、ヘンリー・チャー・テリーやアメリカ帰りの井上良一などから英吉利法律を学び、明治12(1879)年7月卒業、法学士となった。その後、増島は同期の免許代言人高橋一勝・山下雄太郎・磯野計が設立した東京攻法館で、大谷木備一郎とともに法律学を学生に教えた。

明治13(1880)年12月、増島はイギリスに留学しミドル・テンブルで勉強に励みバリスターの称号を得た後、明治17(1884)年6月に帰国した。同年9月、代言人の免許を得て、免許代言人として華々しく活躍を始め、やがて増島が中心となって高橋一勝・岡山兼吉ら免許代言人とともに、明治18(1885)年7月、英吉利法律学校(現、中央大学)を創立、同校でイギリスの契約法・治罪法・訴訟法などを教え、また、国際弁護士協会の設立に力

32) 奥平(1913) 291-293頁

を尽くすなど国際派の免許代言人であった³³⁾

その他法律学研究に熱心に取り組み、法律研究所を設け学生に法律学を教えながら免許代言人として活躍した者は枚挙にいとまがない。

8 代言人の法律研究所

司法卿江藤のもとで司法省三等出仕大検事兼警保頭であった島本伸道³⁴⁾ (土佐) は、明治6 (1873) 年11月5日、辞職して下野した。その後、島本は板垣と相前後して高知に帰り、明治7 (1874) 年4月、板垣・片岡らの立志社の結成に参加し県民の志気を高めることに努めたが、人民が法令に疎く知らないうちに刑法に触れて罪に陥り、或いは、財産を失い破産するに至るのを見るにつけ憫然の情耐え難く、法律を教え代書代言する者を養成して人民の権利を伸張し擁護するの必要を感じた。そこで、彼は最初高知の立志社のなかに法律研究所を設けた³⁵⁾。次いで大坂・東京にも協賛者を得て法律研究所を開設した。この法律研究所の目標とするところは、「公明正大官庁を欺かす私利を謀らす勉めて人民の権利を伸暢し強弱平等の福祉を保有するを得しめんことを欲す」であった。『日本弁護士沿革史』は、「今日の弁護士倫理の目指すところを、当時すでに宣言をしていたことは驚嘆に値する³⁶⁾」と述べている。島本はこの精神をもって法律研究所の名を「北洲舎」と名付けた。

島本は一緒に官を辞した北田正董・寺村富栄らとともに、明治7 (1874) 年6月、大阪に設立した「北洲舎」で舎長を務め、舎員の代書代言事務を督励した。当時は未だ民法典はなく、民事に関する単発的に発する法令は、太政官布

33) 潮見編 (1972) 利谷 68 頁以下に、増島の学問歴・英吉利法律学校の設立・同校における講義と法理論・代言人としての活動など詳しい紹介があり、代言人であり教育者であった増島を知るうえで益するところが多い。

34) 加藤・小松 (1982) 14 頁

35) 立志社の中には教育機関として法律研究所のほか立志学舎が設けられた。立志学舎では漢学・洋学・英語・数学などを教えた。立志社が教育機関を併設したことは、その後の政治結社に影響を与え、学舎を併設するものが多かった。

36) 日本弁護士連合会 (1959) 10 頁以下

告や司法省布達によっており、これらは裁判所に送られていたから、北洲舎は舎員を裁判所に派遣してこれらを謄写させ、民事代言の依頼があれば舎内で合議し法令に照らして訴答の準備をなし代言人を裁判所に出庭させた。北洲舎の代言人は、訴答の趣旨を述べ裁判官と議論し人民の権利の伸張を図るということで、大阪で評判を呼び事件を依頼するものが多かった³⁷⁾ 学生には法律学の研究や代書代言事務を訓練し代言人試験を受けさせた。大阪では北洲舎のことを代言会社といったという。今日のローファームの先駆である。

この大阪の北洲舎で学び免許代言人となった者は、地方に法律研究所を設けて活躍した。飯塚一幸『裁判制度形成期の代言人と地域³⁸⁾』によれば、北洲舎出身の免許代言人木村^{じょへい}恕平・菊池^{かんじ}侃二らは、但馬豊岡に「豊岡法律研究所」を設けて地域の事件に取り組むとともに分所として丹後宮津に「宮津法律研究所」を持ち、丹後伊根浦の漁場・入会に関する数村の争いに木村・菊池が和解の斡旋をしたり、訴訟代理するなど解決に努力した。木村・菊池は、明治10(1877)年大阪に戻り自由民権運動の中心人物となったが、伊根浦の有志との繋がりが引き続き維持され、伊根浦の有志もまた民権運動に積極的に参加したという。

島本は、明治7(1874)年8月、東京に移り東京の北洲舎をもって本舎とし大阪を分舎とした。東京北洲舎の代書代言規則³⁹⁾によると、原告被告の依頼を受けその訴答の事実について、民事刑事商事に関する日本の法律と維新以来公布された規則等を研究し、代言人の名称でその職を行い、「上み官権を妨害せず下も民権を保全すべきである」(第1條)と定めている。北洲舎の職制は、舎長・庶務課・書記課・受付課・会計課・代言人からなり、代言は一等代言から五等代言に分けるなど本格的な組織になっていて、ここで学ぶ学生は30名に及んでいた。北洲舎が代言人の養成と地位向上に果たした役割は大きかった。

37) 奥平(1913)109頁

38) 朝尾教授退官記念会編(1995)飯塚337頁以下

39) 奥平(1913)119頁以下

二 代理人規則—免許代理人の誕生

1 代理人規則と代理人規則中手続

(1) 代理人規則の制定

司法省は、明治9（1876）年2月22日、「代理人規則」（司法省布達甲第1号）を制定し、代言人を免許制にした。従前は誰でも代言人になることができたが、今後代言人になるためには、代言人試験を受けこれに合格して免許を得なければならないことになった。免許代理人の誕生である。

① 免許状の交付

新しく制定された「代理人規則」は、フランスの代理人規則を参考にしたものであるが、免許状の交付についてはフランスの代理人規則には定めがなかった。そこで司法省は、免許状を交付することの可否について、ボアソナードに諮問した。

穂積重遠によれば、当時の政府要人は、開国当時ヨーロッパの文明に非常に驚いた経験をもっており、その長所を取り入れわが国の文化を進めようと熱心であったから大変な外国人崇拜者であった。重要な法律問題はボアソナードに諮問してのち決定されるという有様であったという⁴⁰⁾

ボアソナードはこの諮問を受けて、フランスにおいては、法律学の第二級に昇りその証書を得た者が代言しようとするときは、裁判所の代言局に申し出て、代言局でその学術品行等の審査を受け合格した後裁判所で宣誓し、その誓書の謄本を所持し3箇年は見習いの名義でし、3箇年経過後は裁判所の代言人名簿にその氏名を登録すれば、真の代言人としていずれの裁判所でも自由に代言できることになっているが、今の日本にはこれらの手続がないので、代言人免許状を交付するよりほかにないだろうと回答した⁴¹⁾

法律学の第二級に昇りその証書を得た者とは、法律学リサンシエー（学士）

40) 穂積重遠（1936）102-103頁

41) 奥平（1913）176頁

の級を修め証書を得た者である⁴²⁾ フランスでは代言人になるためには、法律学を修め学士であることが必要であったのである。

ポアソナードの答申を得て、司法省は意を強くし代言人試験の合格者に免許状を交付する制度を設けた。明治9(1876)年2月に出された司法省布達の前文には、今般代言人規則を設けたので、来る4月1日より以後は免許を受けていない者へ代言を頼むことはできないことを明らかにした。ここに初めてプロフェッショナルとしての代言人が誕生したのである。

今般代言人規則別紙の通相設け候條来る四月一日より以後は右規則通り
免許を経ざる者へ代言相頼候儀不相成あいならずそうろうじょう候 條 此旨布達候事

但四月一日以後代言人無之且本人疾病事故にて不得已場合やむをえざるに於ては、其至親(父子兄弟又は叔姪)の内之に代るを得べく、若し至親無之者は区戸長くるしからずの証書を以て相当の代人を出す亦 不苦

この布達には上記のとおり但書が付いており、4月1日以後代言人がいないところで本人疾病事故で已むを得ない場合は、至親(父子兄弟又は叔姪)が本人に代わることができ、もし、これらの者がいない場合は、区戸長の証書をもって相当の代人を出すことができるとした。相当の代人、すなわち、免許のない代人は、代人規則により委任状と代人届けを裁判所に提出することによりその事件の代言を認めたのである。免許代言人を原則としながら、その数が少ないために認めたこの例外が、無資格者たちが営業として代人となる、いわゆる無免許代言人、もぐり代言人、三百代言を多く生む原因となった⁴³⁾

② 代言人検査

代言人検査と免許状に関する代言人規則の定めは、次のとおりである。

42) 高木(2004)316頁

43) 林屋(2006)234頁

第一條 凡そ代言人たらんとする者は先づ専ら代言を行はんと欲する裁判所を示したる願書を記し所管地方官の検査を乞ふへし地方官之を検査するの後状を具して司法省に出す然る後其許すへき者は司法卿之れに免許状を下付す

第二條 代言人を検査するは左の条件に照すへし

- 一 布告布達沿革の概略に通する者
- 二 刑律の概略に通する者
- 三 現今裁判上手續の概略に通する者
- 四 本人品行並に履歴如何

この代言人規則に基づき、各府県の地方官が、代言人検査（試験）を行うことになった。明治9（1876）年4月1日、東京府は第1回の代言人検査を行った。出願者は30名であった。

奥平昌洪『日本弁護士史⁴⁴⁾』によれば、その試験問題は、

- 1 新吉原三業の規則を心得居るか。
- 2 何規則は何年何月何号の布達なりや。
- 3 明治六年太政官第三百号の布告如何。

というものであった。

出願者は北洲舎など名のある法律研究所で学んだ者が多かったから、この問題をみて大いに激高し「このような問題で試験しようとするのは出願者を馬鹿にするものである」として検査係を罵倒した。東京府の検査係は、大いに狼狽し試験は中止となった。ある府県の問題の中にも「住宅前の道路は何人が掃除すべきや」などというものがあつた⁴⁵⁾

東京府は、同年4月17日、東京府庁で改めて30名の出願者に5問を出して

44) 奥平（1913）182-184頁

45) 砂川（1916）1頁

4 時間内に答案を作成して提出する試験を行った。その問題は、

- 1 甲あり某省某局の文書を偽造し之を乙に差入れて金を借らんとす。乙其偽造なることを知りて官につけす却て甲より金十円を受けたり甲乙兩名の刑如何。
- 2 甲或夜乙を伴ひて街上を散歩す。丙なる者乙に怨あり刀を抜て乙を斬殺す。甲之を知りて官に告げず甲及び丙の刑如何。
- 3 甲は金五十両を乙に貸し其証書を受取り之を丙に売渡す。甲の死後丙は乙に対して金を請求せしに乙は既に甲に返金したりとて甲の受取証を出して答弁す此裁判如何。
- 4 乙あり甲の所有地を擅ほしいままに丙に質入し自ら証人となり証書を作り甲の印鑑をも添へて丙に渡し金百円を借受く。甲は之を知らず其後乙は右の事情を甲に明かして詫入り且迷惑を掛けざる旨証書を差入れ右期限に至り丙は甲に対して返金の催促を為したるに甲は乙よりの証書を出して答弁す此裁判如何。
- 5 懲役終身の囚人逃走し外に在りて財額七十五円二十五銭のものを窃盜す。右改定律例第三百二条に依り絞に処するは擬律相当なりや。若し相当ならされは如何なる処断を為すへき歟。

というもので、急に難解なものになった。

大阪・神奈川・兵庫・堺・宮城・置賜・名東の諸府県においても地方官が、それぞれ試験問題を出して代言人検査が行われた。各府県を通じて第1回の試験合格者は、わずかに34名であったという⁴⁶⁾ 合格者の過半数は北洲舎で教育を受けた学生たちであった。

明治9(1876)年5月18日、東京府庁で第2回の代言人検査が行われた。受験者は22名であった。試験時間は5時間、試験問題は8問で難しいものであった。奥平前掲書に紹介されているものの中から、第2回代言人検査として出題された問題で比較的短いものを引用すると次のようなものであった⁴⁷⁾

- 1 明治六年六月一日以降同七年八月三十一日以前に取結ひたる諸定約書印紙を貼用せずとも採上裁判に及ふべき哉其沿革如何。
- 2 地所売買候節代金受取の証書これ有るときは買主に於て既に所有の権これある哉又は地券書替申請けすして後日發覚するときは罰金を科すべき哉其沿革如何。
- 3 兩人博戯を為す捕吏の到るを見て甲は逃走し乙は従容縛に就く。甲は五十日を過

46) 奥平(1913)184頁, 潮見編(1972)3頁

47) 奥平(1919)189-191頁

ぎ悔ひて自首す。然れとも甲は素より事發覺して自首するものに付乙と均しく処罰すへき哉若し然からされは何等の件に照し何等の刑に処する哉。

- 4 年月日を略記したる諸証書類及び公私文書等は裁判上証拠に相立たすとは何故ぞ。
- 5 犯罪吟味願には本人可罷出哉又は代人可差出哉若し代人を差出すときは其手續如何。

いずれも相当難しい試験問題であった。初期の合格者の多くは北洲舎から出たがその後は免許代言人大井憲太郎の「講法学社」・「明法学社」、同代言人渋谷川忠二郎の「明法館」、同代言人元田直の「法律学舎」、同代言人高橋一勝らの「東京攻法館」、同代言人藤田高之らの「信成社」その他の法律研究所で教育を受けた学生たちも代言人検査に合格し、免許代言人として世に出た。

(2) 代言人規則中手続

司法省は、代言人規則を制定するとともに、明治9(1876)年2月22日、「代言人規則中手続」(司法省達第25号)を制定した。

この代言人規則中手続によれば、代言人になろうとする者は、まず願状を所管の区戸長に出してこれに奥書してもらい地方庁に提出する(手続第1條)。本人は、議案または問題の答案を作成する(第3條)。地方官において合格と思料する者に付いては、その見込書に願状・議案或いは答案・区戸長の具状書を添えて司法省へ送呈する(第4條)。司法省はその書類を審議して免許すると決した者に免状を下付するものとし全国代言人名表に掲載し、免状は地方官を経由し区戸長より本人に交付される(第5條、第6條)。免許料十円は十日以内に地方官に納め、地方官は取りまとめて司法省に納付する(第5條)。

本人は免状に届書を添えて所在の裁判所に提出し、裁判官が閱了した後書記に命じて姓名住所族籍年齢等及び免許の年月日を裁判所代言人名表に掲載させてその免状を本人に還付する(第6條)。

免許を受けた代言人は、司法省並に各裁判所の代言人名表に登録され(規則第4條本文)、必ず当該裁判所所在の地大区内に住居することを要し(第4條但書)、免許は1年間限りで引き続きその職務を行うことを希望する者は試験

を受ける必要はないが、満期に更に免許を受け⁴⁸⁾ (第5條但書)、地方官を通じて金十円を司法省に納めるものとされた。免許を受ける都度十円を納めることになり相当の負担であった。

(3) 免許代言人の民事訴訟代理

免許を受けた者は、免許代言人として訴訟代理をすることができた。免許のない者は、例外的な代人に該当する場合を除いて、訴訟代理ができなくなったのである。

免許代言人制度の発足により、法学教育を受け法律的知識や素養を有する者が試験に合格し免許代言人となった。これにより代言人の資質は飛躍的に向上し、プロフェッショナルとしての歩みを始めたのである。今日の弁護士の起源、すなわち、弁護士の誕生は、この免許代言人にある⁴⁹⁾

明治5(1872)年の司法職務定制の代言人をもって弁護士の始まりとする見解(第二東京弁護士会・名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会))もある⁵⁰⁾が、法律知識もなく素人でも誰でもなれる代言人を今日の弁護士の起源とするのは妥当ではない。法律学を修め資格の認定を受けた法律専門家としての免許代言人が、今日の弁護士の起源であるというべきである。

なお、明治12(1879)年5月19日、無試験免許代言人諸規則が制定され(司法省達丙第7号)、東京大学法学部の卒業者(当時は極めて少なかった⁵¹⁾)は、その卒業証書を証として代言営業の出願をしたときは、代言人規則第2條第1項より第3項の試験(布告布達の沿革の概略・刑律の概略・現今裁判上の手續

48) 砂川(1916)2-3頁, 英(1886)14頁。毎年免許期間満了前に免許の継続を出願し免許料を納付しなければならない面倒があり、これを忘れて免許の消滅した人があった。大阪の免許代言人森作太郎は明治17(1884)年中代言人免許料を納めるのを失念して代言人資格を失った。翌春再び試験を受けて合格したが、試験に落第して再び代言人になれなかった者もあったという。

49) 自由と正義(1975)荻山ほか37頁, 自由と正義(1975)荻山30頁

50) 自由と正義(1975)荻山ほか37頁

51) 自由と正義(1975)高梨22頁によれば、東京大学法学部の卒業者は、明治11(1878)年6人, 同12年9人, 同13年6人, 同14年9人, 同15年8人であり極めて少ない。

の概略)を要せず免許状を授与するとされた。その最初の者が、高橋一勝・山下雄太郎・磯野計の学士代言人である。また、明治14(1881)年2月16日司法省達丙第4号をもって司法省付属代言人制度が廃止されたとき、同省付属代言人は無試験で免許状を付与された。これらの者は専門的な法律学教育を十分受けているとされたのである。この二つが無試験免許代言人の例外であった。

2 改正代言人規則と代言人取扱手続

明治9(1876)年制定の代言人規則は、明治13(1880)年5月13日の司法省甲第1号布達により改正された。これが「改正代言人規則」である。これによりこの規則に抵触する従前の代言人規則は廃止された。

(1) 改正代言人規則

免許代言人は「法令に於いて代言を許されたる詞訟に於いて原告又は被告の委任を受け其代言を為す」(第1條)ことを任務とした。詞訟とは民事訴訟のことであり、民事事件についてのみ代言を認めたのである。

この改正規則は、第1款総則、第2款議会、第3款懲罰、第4款出願から構成されている。その特徴は、

- 1 代言人は地方裁判所本支庁ごとに代言人組合を設立し議会を設け規則を制定し役員を選任する(第14條・第15條)こと
- 2 代言人を代言人組合に加入させ組合の監督の下に置き(第5條～第10條・第17條)、司法省の下にある検事が代言人試験を行う(第26條～29條)こと
- 3 一通の免許状により大審院以下諸裁判所で代言できる(第3條)ことである。

① 代言人組合

この改正代言人規則が新しく導入したものは、免許代言人は地方裁判所ごとに代言人組合を設立する(第14條)ことであった。そして、この代言人組合に

加入しなければ業務をすることができず(加入強制主義)、免許代理人は加入した代理人組合の規則を遵守しなければならない(第5條)とされたことである。

代理人組合を作らせたのはなぜであろうか。1822年のフランス代理人規則は代理人組合を定めており⁵²⁾これを参考にしたと思われるが、わが国独自の事情も反映している。明治13(1880)年10月1日現在で、免許代理人数は799名に達していた⁵³⁾この規模になると個々の免許代理人に対する監督統制は困難になった。そこで政府は代理人組合を作らせ司法省の下にある検事を通して代理人組合と免許代理人を監督統制することを考えたのである。その意図は、代理人組合の規則は検事の照覧を経る(第14條)こと、代理人組合の分合は検事の見計をもってする(同條)こと、定例議会の延長又は臨時総会の開催は検事の認可を要する(第18條)こと、代理人規則第22條の懲罰規定に違反する者については、各代理人はこれを会長に報告し、会長はこれを検事に告発すべきであるとし、もし、会長が告発を遷延し又はその所犯会長に係るときは、各代理人から検事に告発すべきである(第17條)と定めていることなどに表れている。

司法省のもとにある検事によって監督統制することにしたのは、当時の藩閥政府の免許代理人に対する警戒感を示すものであった。何故なら免許代理人は毎年増え始め各地に法律研究所や結社を作り自由民権運動の担い手として確実に勢力を伸ばしていたからである。そこで改正規則は、議会・組合の外に免許代理人が結社を設けることを禁じ違反者を懲罰する(第22條第9号)とした。これにより北洲舎その他勢力のあった多くの結社は解散せざるを得なかった。その後免許代理人は代理人組合に集合するとともに、自由民権運動から発展した政党に参加するようになったのである。

改正代理人規則により、東京代理人組合(明治13年)・大阪代理人組合(同

52) 高木編(2004)318頁

53) 日本弁護士連合会(1959)403頁の統計によれば、免許代理人の数は明治10年457名、明治11年577名、明治12年677名、明治13年799名、明治14年818名、明治15年914名であった。

年)・仙台代言人組合(同年)・広島代言人組合(同年)・鳥取代言人組合(同年)・新潟代言人組合(同年)・佐賀代言人組合(同年)・千葉代言人組合(同年)・福岡代言人組合(明治14年)・盛岡代言人組合(同年)など各地に代言人組合が設立された。そして、各組合はそれぞれ規則を備えた⁵⁴⁾今日の弁護士会の始まりである。

免許代言人中島又五郎によれば、東京代言人組合を設立する際、司法省付属代言人は半官半民であるから別種の代言人であり、この組合に入るべきではないという議論が沸騰し当初はこれを除いて規則を作ったが、検事が司法省付属代言人星亨も組合に入れて規則を制定するように命じたため、司法省付属代言人を組合外に投げ出すことはできなかったけれども会長には見事落選させた。星の名声にもかかわらず彼は一度も会長に推されることはなかった⁵⁵⁾普通代言人たちの意地をみることができる。

免許代言人に代言人組合を作らせたことは、他方で免許代言人の結束・団結をもたらす結果となった。

東京代言人組合は、明治13(1880)年12月、早くも東京裁判所に対して、

- 1 呼出状は3日以前に発布相成りたい事
- 2 呼出状は何日午前第何時若くは午後第何時より何々の事件につき出頭致すべき旨記載されたい事

を申し入れ、幾つかの申し入れのうちこの2件について東京裁判所に願いのとおりと回答させた⁵⁶⁾

そして、東京代言人組合の明治15(1882)年の秋期総会では、

- 1 代言人免許料廃止の件

54) 明治13(1880)年当時、愛媛県内には免許代言人が6名いたので、これらの人たちにより代言人組合と規則が定められていなければならないが、これを知る資料がない(愛媛弁護士会史19頁)。各地における初期の代言人組合の設立が不明なもの多くは、戦災で資料を焼失してしまったことによる。貴重な資料が失われたことは誠に残念である。

55) 野沢編(1984)177頁、大野編(1970)14-15頁

56) 奥平(1913)332頁

- 2 毎年引続き免許の手續を為すの煩を廃するの件
- 3 代言人は検事の管轄を離れて司法卿の直轄となるの件

を決議した⁵⁷⁾

大阪組合代言人総会も同年4月に、

- 1 免許一年限りの件
- 2 免許料毎年十円を納める第七條廃止の件

を決議し司法卿に建議するに至った⁵⁸⁾

こうして代言人組合は結束して免許代言人の監督取締の網を少しずつ切り取り始めたのである。

② 代言人検査の実施機関の変更

明治9(1876)年の代言人規則では、代言人検査(試験)を実施したのは地方行政庁の地方官であったが、明治13(1880)年の改正代言人規則は、司法省の下にある検事に試験を行わせると変更した。司法省が試験問題を作って各地方の検事に送付した。これにより代言人試験は、司法省による全国统一の試験になったのである。

明治8(1875)年5月に制定された「大審院諸裁判所職制章程」により大審院が創設され、明治10(1877)年2月には同章程が改正され、全国に設置した地方裁判所は「一切の民事及び刑事懲役以下を審判する」(地方裁判所第1條)ことになり、地方行政官による裁判は廃止された。裁判権が、中央及び地方の行政から分離独立し大審院に帰属したのである。これに対応して、代言人試験をする者を、地方行政官から司法省検事に変更したのである。

改正代言人規則第28條に代言人試験科目の定めがある。

- 1 民事に関する法律
- 2 刑事に関する法律
- 3 訴訟の手續

57) 自由と正義(1975) 森長7頁

58) 自由と正義(1975) 森長7頁

4 裁判に関する諸規則

これは民事法・刑事法・訴訟法・裁判所法に相当するものである。試験に合格するためには実体法・手続法の双方あわせて相当の勉強を必要とした。

砂川『法曹紙屑籠』に、司法省が試験をするようになったころの試験にまつわる話が出ている。

司法省で試験をするやうになっても、始めの間は法理問題よりも手続問題が多く、故鳩山和夫君が大學教授を罷めて代言人になった時の試験に、法理問題に対する答えは實に立派なものであったが「何々の訴状は何色の罫紙に記載すべきや」と云う問題に対し、同君は一つ其色を間違へて答案を出し、後に覚って及第を心配して居られたさうである。当時は訴状の種類に依り罫紙の色が定めてあった⁵⁹⁾

明治8(1875)年12月20日に制定されていた「訴訟用罫紙規則」(太政官布告第196号)によれば、金穀類訴訟は訴訟物の価額により色と価格の異なる罫紙を用いることとされ、黄色(金1銭)・黄緑色(2銭)・橙黄色(3銭)・緑色(4銭)・黒色(金5銭)の5種類であり、人事訴訟(家督相続・養子・雇人等)は青色(金1銭6厘)、土地建物訴訟は紫色(金1銭4厘)、雑事類訴訟は紅色(金1銭2厘)であった。如何なる事件か一見して分かるようにし、罫紙の購入が国に対する手数料の納付にもなるというもので、当時としては中々合理的な工夫であった。司法省はこれを問う試験問題を出したのである。

③ 一通の免許状

改正代言人規則は、免許代言人は一通の免許状で「大審院および諸裁判所において代言を為すを得」(第2條)としたことである。これまでは府県裁判所・上等裁判所とそれぞれ別の免許状が必要で、免許料も別々に納付していたことからすれば大きく改善された。免許代言人は一通の免許状で全国どここの裁判所でも活動できることになった。依頼者にとっても免許代言人を広く選択できることになり意味のある改革であった。今日の弁護士は、全国どの裁判所でも自由に弁護士活動ができるが、その始まりはこの改正代言人規則にある。

59) 砂川(1916)1頁以下

(2) 代言人取扱手続

司法省は「改正代言人規則」を制定するとともに、明治13(1880)年5月13日、代言人規則中手続を改正する「代言人取扱手続」(司法省達丙第8号)を制定した。これは、代言人試験、免許状、免許料、代言人名簿、議会規則の認可、代言人の移転・廃業・監視・懲罰について定めたものである。

代言人の免許を得ようとする者は、検事に願書及び履歴書を提出し査閲を受けたのち試験を受ける(手続第1條)。

試験問題は、司法卿より各地方の検事に送付したものをを用いる(第2條・第3條)。合格者に対する免許状は、司法卿より検事に送付され検事が本人に授与する(第4條)。

大審院裁判所並びに検事は、免許を得た代言人について代言人名簿を調製し年月日を明らかにして次の件を登録する(第5條)。

- 一 氏名身分住所年齢
- 二 新規及び引続免許
- 三 住所移転姓名改換及び廃棄免許状紛失等
- 四 懲罰

地方の検事は、免許代言人を監視し代言人規則に反する者はその処分を裁判所に求め、訟廷における犯則は裁判官が直ちにこれを処分しのち検事に通知すべきである(第6條)としている。

代言人組合の議会規則は、検事がこれを認許し、その副本及び会長副会長組合人の名簿を司法卿に進達する(第7條)。

免許代言人が転住又は廃業するときは、検事より司法卿へ上申する(第8條)。廃業のときはその免許状を返納する(同條)。

免許状の紛失・改名による書換を要するときは、検事に願い出て司法卿に上申しその免許状の下付を得てこれを本人に授与する(第9條)。

検事は免許料を領収して免許状を本人に授与する(第10條)。免許料は検事が取りまとめて毎年五月・十一月に司法省に納める(第11條)。

免許代言人の処分懲罰はその都度検事よりこれを司法卿に上申し、除名のときは免許状を返納させる(第12條)。停業の罰を受けた者の免許状については、検事はその旨裏書検印して本人に下付する(第13條)など詳しく定めている。

3 両規則制定の趣旨

このように「代言人規則」及び「改正代言人規則」等は、当時玉石混交であった代言人に試験をして合格した者にものみ免許を交付するという選別の篩いに掛けるとともに、政府による監督統制を強化しようとしたものであった。

試験という篩いに掛けたことにより、素人学問をしたに過ぎなかった旧来の代言人を排除したことである。旧来の代言人は恐慌を来し地方官の試験におじけづいてこれを受けようとしなかった。神奈川県には100人近く旧来の代言人がいたが、試験日も近づいた3月10日になっても1人の出願者もなかったという⁶⁰⁾ 東京では第一回試験の出願者は30名いたが、合格した者は僅かに9名であった⁶¹⁾

代言人統制強化策の一環として、明治7(1874)年5月20日「裁判所取締規則」(司法省達甲第9号)を作ったが、この規則中代言人の規定は、明治9(1876)年2月22日、「代言人規則」の制定に伴って廃止され⁶²⁾ その趣旨は代言人規則に引き継がれた。

代言人規則第11條は「告達諸規則のことに付裁判官に向て旨趣を陳述するを得へしと雖も其是非及び立法の原旨を論議するを得ず」と定めた。

太政官布告や各省の達の是非・原旨を議論するなということであり、官の天-down的解釈を強要していたのである⁶³⁾ また、同規則第14條は「訟庭に於て国法を誹議し及び官吏を侵凌する者」に該当する者については、裁判官はその輕

60) 奥平(1913)182頁, 林屋(2006)137頁

61) 林屋ほか(2003)104頁, 林屋(2006)137頁

62) 明治9(1876)4月10日, 司法省達第40号で「先般代言人規則相達候に付而は明治7年甲第9号裁判所取締規則中代言人の條廃止候條此旨相達候事」としている。

63) 自由と正義(1975)荻山31頁

重を量り直ちに譴責（今の戒告に当たる）・停業（1月以上1年以下）・除名（3年を経た後でなければまた代言人となることを許さない）の裁判ができると定め、その罪の重い者は本律によって併せ処罰することも妨げないとしていた。

国法を誇り役人に恥をかかせた者は処罰するというもので、国法や役人の尊重を強要した。代言人による国法批判や官吏非難を警戒し、これを牽制しようとしたのである。

明治13（1880）年5月制定の「改正代言人規則」も同様の規定を置いている。第22條は、訟廷において現行の法律を誹譏する者（第1号）、訟廷において官吏に対し不敬の所業を為す者（第2号）には、軽重を量り譴責・停業・除名の懲罰をする。譴責は、戒め注意をして業は停めず、停業は、1月以上1年以下業を停め、除名は、代言人名簿の名を除き3年を経なければまた代言人になることができず、もし、所犯の情状重き者は終身許されない（第25條第1項）。罪状の重い者は法律によって併せ処罰することも妨げず（第24條）、懲罰を受けた者はその旨裁判所の所に掲示する（第25條第2項）と定めていた。

これらの規定も、明治9（1876）年の代言人規則と同様に、法律を批判し官吏に礼を欠く場合は懲罰を加え、情状重い場合は刑罰を科し終身代言することができないとするもので、法律や官吏について無条件かつ一方的に尊重を押し付け強要するものであった。

為政者を批判し反対する者を統制弾圧しようとするのは、いつの時代にも見られることである。藩閥政府が行ったものは、裁判所取締規則、代言人規則及び改正代言人規則の中の取締規定、明治8（1875）年6月の讒謗律・新聞條例・出版條例、明治13（1880）年4月の集会條例、明治15（1882）年6月の改正集会條例などによる言論出版集会結社の自由を著しく制限し処罰した統制弾圧である。明治20（1887）年12月、皇居外三里に反政府活動家（東京に集まった代言人を含む民権派570名）の退去を命じた保安條例など悪名高いものがある。

このような統制弾圧は、代言人制度の健全な発達を阻害する要因となった

が、他方で、強靱な代言人精神を鍛錬することにもなった。免許代言人はこのような取締りの網の目をいかに切り取って在野法曹としての自立性を確立していくかということが重要な課題となったのである。

4 代言人組合の名誉回復請求訴訟（「健訟の弊風を矯正すべし」事件）

代言人組合は、前述のとおり、政府や裁判所に対して様々な申入れをしたが、新聞社に対して抗議をした事件がある。

明治 14（1881）年 3 月 14 日、福地源一郎が主宰する「東京日日新聞」が「健訟の弊風を矯正すべし」とする社説を掲載した。その要旨は、民事法廷の繁忙が日々増加しているのは、人民が自己の権利を主張することを知るに至ったことにもよるが、健訟の弊風は人民相互の権利を明示する民法が未だ制定されておらず人民相互の権利の争論を生んでいることと、代言人があることの二者による。民法を制定することは最も風土慣習に関係ある大業であるから急いでも効なく、徒に体裁を飾るために外国の法を移し民情に適しない法を設けることは、刑法治罪法のような公法ならばとにかくかえって健訟の弊風を蔓延させ社会の禍害となるから民法制定は漸次企図すべきであるが、これに対し代言人を検束する法の制定は急ぐべきであるというのである。新聞は代言人について、次のように言った。

代言人を検束するの法は一日猶予すれば社会に一日の禍害を増すを以て速に制定せざるへからずと思惟するなり。夫れ今日我国の代言人の中に於て二三の士を除く外は概ね其名を良民に代りて権利を恢復し利益を弁護するに藉るとは云へとも其実は甲乙の争論を教唆して訴訟を起さしめ以て各自の生活を謀るに過ぎざるか故に或は骨肉朋友の間に立入りて之を離間し些少の口論も之を挑発し遂に法廷に判決を請はしむるに至り所謂平地に風波を起さらしむるの手段を尽すに汲々たるものに非らざるはなきなり。…須く代言人を検束し以て我が社会よりその悪癖の如き健訟の弊風を擯斥し得て後ち初めて人民をして必ず訟なくして止むへくは止むるの善果にいたらしむ可きなり⁶⁴⁾

64) 奥平（1913）342-347 頁に記事全文の紹介がある。

訴訟が増えているのは代言人がいるからで、これを検束する法は急ぐべきであると代言人の活動を批判したものであった。

東京代言人組合は、通常議会（総会）で議論しこの記事は免許代言人の活動を誹謗し名誉を毀損したものであるとし、東京日日新聞社長福地源一郎を相手方として名誉回復請求訴訟を提起することを議決し、免許代言人星亨・同高橋一勝を原告に指定して、明治14（1881）年6月1日、同新聞社長福地源一郎を被告として東京裁判所に訴えを提起した⁶⁵⁾

原告は、われら免許代言人の名誉を毀損し信用を失わせたもので、被告は謝罪広告をすべきであると主張した。被告代理人は、免許代言人の高梨哲四郎や角田真平がこれを担当した⁶⁶⁾が、係争中、朝野新聞社長成島柳北・北洲舎長島本仲道らが、原被告双方に仲裁を申し出て双方の了承を得、被告福地は原告諸氏を讒毀する悪意に出たものではなく、記事はいわゆる三百代言者流の詞訟に従事する者を指すもので、公正なる免許代言人を讒毀したものでない旨を伝え、原告星亨らは社説が全く我ら一同を讒毀したものでないことを了承したと回答したので、仲裁が成立し訴えは取り下げられた⁶⁷⁾ 彼らは福地が自分たちを公正なる免許代言人といい、社説はもぐり代言人・三百代言のことを指したものであると弁明したことによって、原告らを讒毀したのではないと了解したというのである。社説は二三の士を除き甲乙の争論を教唆して訴訟を起さしめ以て各自の生活を謀るに過ぎざる云々といっているから、免許代言人をも含めて批判しているはずであるが、意外なことに仲裁が成立し、原告らは訴えを取り下げた。横浜組合代言人大塚成吉・斉藤松三・矢野祐義らも同記事を問題として、東京日日新聞社仮編集長中林潔を相手どり名誉回復請求の勧解願を築地区裁判所に提出したが、これも同様に仲裁で解決した。

これら名誉回復請求事件は、代言人には免許代言人と無免許の多数のもぐり

65) 奥平（1913）352頁以下

66) 日本弁護士連合会（1959）24頁。角田真平は静岡で代言人をしていたが東京へ移転して代言人事務所を構えた。高梨が担当していた被告側の代理人にのちに加わった。

67) 奥平（1913）408-410頁

代言人・三百代言がいて二重構造になっていたことを示すとともに、事件は喧伝され名誉は尊重しなければならないことを世に知らしめたものであった。この事件は名誉毀損における現状回復訴訟の嚆矢となった。

三 法律学校の設立—免許代言人の貢献

明治13(1880)年から明治19(1886)年にかけて設立された私立の法律学校には、フランス法の流れを汲むものとイギリス法の流れを汲むものがあるが、これらの法律学校の創立に多くの免許代言人が参加した。彼らの法学教育に対する意識が極めて高かったことを示すものであった⁶⁸⁾ わが国の法学教育に対する彼らの貢献は高く評価されなければならない。

1 フランス法系の法律学校

① 東京法学社(現在の法政大学)

明治13(1880)年に創立、免許代言人の伊藤修が参加した。のち東京仏学校と合流して和仏法律学校と改称した。

② 明治法律学校(現在の明治大学)

明治13(1880)年に創立、のちに免許代言人となった宮城浩蔵・岸本辰雄・齊藤孝治が参加した。

③ 関西法律学校(現在の関西大学)

明治19(1886)年に創立、免許代言人の洪川忠二郎・砂川雄峻・森作太郎が参加した。ボアソナードやフランス人教師の影響を受けた洪川忠二郎が中心になっているからフランス法系とみてよいだろう。

2 イギリス法系の法律学校

① 専修学校(現在の専修大学)

68) 私立法律学校の創立に多くの免許代言人が参加したことについては、自由と正義(1975)高梨21頁以下、古賀編(1970)56頁

明治13(1880)年に創立、のちに免許代言人となった目賀田種太郎、相馬永胤が参加した。

② 東京専門学校(現在の早稲田大学)

明治15(1882)年に創立、免許代言人の岡山兼吉・山田喜之助・砂川雄峻・鳩山和夫が参加した。

③ 英吉利法学校(現在の中央大学)

明治18(1885)年に創立、免許代言人の増島六一郎・高橋一勝・岡山兼吉・山田喜之助・磯部醇・渋谷慥爾・元田肇・菊池武夫・岡村輝彦・江木衷・合川正道ほか参加した。英吉利法学校(のち東京法学院と改称)は、免許代言人が創立した法律学校といってもよい。

フランス法系の実務家養成機関として明治4(1871)年に設立された明法寮(明治8(1875)年司法省法学校となる)は、明治10(1877)年4月にイギリス法系の開成学校と合流して東京大学となり、前者は仏法科に後者は英法科となった。

明治25(1892)年に起きた民法典論争は、フランス法系の法律学校であるかイギリス法系の法律学校であるかにより2つの陣営に分かれて対峙した。両陣営の競争対立関係は、旧民法(ボアソナード起草の民法)の施行に関してフランス法系の法律学校は概ね断行論であり、イギリス法系の法律学校は概ね延期論であった⁶⁹⁾ フランス法系の明法寮(司法省法学校)はもともと競争対立関係にあったイギリス法系の開成学校と合流したが、既に双方とも卒業生を出し社会で活躍しており両派の軋轢は激しく法典論争において赤熱するに至った⁷⁰⁾

この時代に創立された私立の法律学校で免許代言人らは熱心に法学教育を行った。これらの法律学校が、わが国における法律学の普及に果たした貢献は極めて大きいものがあつた。岩田新『日本民法史』は、

之等の私立学校は、その後益々隆盛に赴き、非常に多数の学生を包擁した。此に挙

69) 穂積陳重(1980) 329頁

70) 岩田(1928) 192頁

げた四校⁷¹⁾は、後に出来た日本法律学校と共に、世に五大法律学校と称せられたものであり、吾が国法律思想の普及に貢献したこと、到底官学の及ばざるところである。何れも明治の末に、専門学校令によって大学と改称したが、大正に至って、新大学令による私立大学となった。明治大学、法政大学、中央大学、早稲田大学及び日本大学である⁷²⁾

といている。官学で教育を受けた者は官吏の道へ進む者が多かったが、私立法律学校で法学教育を受けた者は、免許代言人の道に進む者が多かった。

四 自由民権思想と自由民権運動

1 自由民権思想

政府の積極的な文明開化政策により様々な西洋文化が導入されたが、他方、啓蒙思想家たちにより多くの外国思想⁷³⁾も輸入紹介された。イギリスの自由主義・立憲主義やフランスの天賦人権論などの民権思想は、啓蒙思想家たちによって翻訳紹介されたのである。

中村正直のジョン・スチュアート・ミルの「On Liberty」の翻訳で自由の重要性や個人の尊重を説く『自由之理』(明治3年)、広津弘信の人民の自主性涵養を啓蒙する『自主之権』(明治6年)、小幡篤次郎^{おぼたとくじろう}訳のトクヴィルの出版の自由を説く『上木自由論』(同年)、宇喜多小十郎の自由・権利につき啓蒙する『民権夜話』(明治7年)、菊池純の『民権講義略解』(明治8年)、中島勝義編の国賊叛民の積義・真正孝行論などを収める『俗夢驚談』(明治9年)、児島彰二の民権家とその反対者の立場などを明らかにする『民権問答』(明治10年)、福本巴の立憲政治を説く『普通民権論』(明治12年)、植木枝盛^{えもり}の民権自由をやさしく説いた『民権自由論』(同年)、外山正一の民権の意義に関する啓蒙書

71) ここに四校というのは、明治法律学校・和仏法律学校・東京法学院・東京専門学校のことを指している。

72) 岩田(1928)193頁

73) 外国思想のうちキリスト教思想は、同志社英学校の創立者新島襄や宣教師ラーネッドによりアメリカの人道主義が紹介されその影響を受けた思想家徳富蘇峰や安部磯雄などが出た。札幌農学校のクラークの影響を受けた人物として内村鑑三や新渡戸稲造が世に出た。

『民権辨惑』(明治13年)、松島剛の『社会平権論』(明治14年)、長束宗太郎編の『民権家必読主権論纂』(明治15年)、加藤弘之の人権新説に対する植木枝盛の反論『天賦人権辨』(明治16年)、加藤の人権新説に対する馬場辰猪の反論『天賦人権論』(明治16年)など多数出版された⁷⁴⁾

植木枝盛の『民権自由論』や中島勝義編『俗夢驚談』は、当時の自由民権家の思想を率直に表現しており、その自由権利への熱い思いとこれを抑圧する者に対する抵抗意識が強く伝わってくる。

植木枝盛『民権自由論』の人民自由の権を得ざるべからざる事は、次のように述べている。

畢竟自由と申すもの箇様に尊ひが故十分万全に之を保ち之を守り行かんと思ひ仍て国を建て政府など云ふ会所を置き又法律を設け役人を雇て愈この人民の自由権利を護らしめ仲間中にて不公平の事あらば之を正して公平に直しその悪き所業あるものわ之を罰しその損失を蒙るものわ之を救ひ以て幸福安楽を得る様にする訳じゃ又一層進んで申さばなにもかも大抵の事自由の爲めにせざるものわなき程にて已に右の通り政府を置くも法律を設くるも役人を雇ふも皆自由の爲めならざるはない。

植木枝盛⁷⁵⁾は、人民の自由権利を守るために国を建て政府という会所を置き、法律を設け役人を雇っているのであるといい、戦いや争いは自由に関係するものが多く、例えば、アメリカ独立戦争は、イギリス政府の暴虐なる政を受けアメリカ人民の自由権利を抑圧したから遂に堪えられず独立戦争を行い、これに打ち勝ってイギリスの支配を脱したという自由の争いであったこと、イギリスの人民がジョン王に迫ってマグナカルタの大典を立てたのは、ジョン王が压制暴虐なる政をして人民の自由権利を護らず大いに之を害したから人民がこれを憂え怒って、君主は故なく人の身体財産を害すべきでないことや議院に

74) これらの著書は、吉野編第5巻自由民権篇(1927)に多く収録されている。

75) 植木枝盛は、若くして上京し明六社や慶応義塾の演説会、キリスト教会の説教を聴きながら開明的な思想を学び、新聞に政府批判の投書をして投獄されたことがある。民権思想を抱いて明治10(1877)年高知に帰り、立志社に入り自由民権運動の理論的指導者となった。各地の結社から演説依頼が多く、彼の政談演説には多くの聴衆が詰めかける若きスターであった。植木の憲法草案「日本国国憲案」は、私擬憲法の中で最も民主的な草案であった。明治23(1890)年の第1回衆議院議員に当選したが、2年後35歳の若さで病死した。

依らずして租税を賦課すべきでないことなど数々の箇条を立て王に約束させたものであり、ローマのシーザー、フランスのルイ十六世やイギリスのチャールズ一世などが人民により処刑され政府を転覆したのも人民の自由を守らずこれを害したからであると主張し、人民の自由権利を侵害する圧制者に対する抵抗権の思想を述べている。

中島勝義編『俗夢驚談』の国賊叛民の釈義は、次のようにいう。

人民にして政府と議論を違へ官吏と所見を異にし、直言痛論之に対抗し之をして己の意に服従せしめ其体面を一洗せんことを願う者は、之を称して「ポリチカル・エネミー」即ち政敵と云ひ、政府の相手と云って可ならん。決して之を国賊叛民と称すべからず。…政府に抗抵するの政敵を以て直ちに之を国賊叛民と同一視して可なる者とせば、往時薩長土諸藩士の正論を以て徳川政府に抗抵し王政一新の偉業を奏せし者の如きは皆な之を国賊叛民というべからず⁷⁶⁾

自由民権家は政府に直言痛論して時弊を矯正し以て我々人民の幸福安寧を計らうとするもので政府に対しては政敵であり、愛国憂世の士であって国賊叛民ではない。政府・官吏・学者・文人といえども、社会に流毒し世上に残害することあれば、これは国賊叛民と云って妨げない。今の政府は人民の幸福安寧を計らんとしているか、政府こそ国賊叛民ではないかと痛烈に批判している。

自由民権運動が全国的に盛んになったのは、福島の民権家河野広中が三春の川又貞蔵から購入したジョン・スチュアート・ミルの『自由之理』を読んで感銘を受け自由民権思想に目覚めた⁷⁷⁾と云われているように、これら啓蒙思想家たちの著作を通じて民権思想を学んだ者が、続々と自由民権運動に参加したのである。

2 自由民権運動

(1) 自由民権運動の勃興

明治6(1873)年10月24日、征韓論政変で参議の板垣退助・後藤象二郎・

76) 吉野編第5巻(1927)141頁

77) 長井(2009)20-22頁, 服部(1974)229頁, 尾佐竹(下)(1939)505頁

江藤新平・副島種臣らが辞職して下野した。彼らは、明治7(1874)年1月12日、「愛国公党」を結成し⁷⁸⁾同年1月17日には「民撰議院設立建白」を左院に提出した⁷⁹⁾これが自由民権運動の出発点になったのである。この建白書はイギリス帰りの古沢^{しげる}滋の起草によるもので、今の政府は有司専制であると批判し、納税者の参政権を主張し、天下の公儀のため民撰議院の早期開設を要求するものであった⁸⁰⁾。

臣等伏して方今政權の帰する所を察するに、上帝室^{かみ}に在らず、下人民^{しも}在らず、而^{しかして}獨^{ひとり}有司^{ゆうし}に帰す。夫有司、上帝室を尊ぶと曰ざるに非ず、而帝室漸く其尊榮を失ふ、下人民を保つと曰ざるに非ず、而政令百端、朝出暮改、政情^{じやうじつ}実^{じつ}に成り、賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽、困苦^{つぐ}告^{いんじやう}るなし。夫如是にして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も猶其不可なるを知る。因仍^{いんじやう}改^{しん}めず、恐^{おそ}くは国家土崩の勢を致さん。臣等愛國の情自ら已む能はず。乃ち之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議^{こうぎ}を張るに在る而已。天下の公議を張るは民撰議院を立るに在る而已。則^{すなわ}有司の権限^{けんげん}の所あつて、而上下其安全幸福を受る者あらん。請、遂に之を陳ぜん⁸¹⁾。

ところが、明治7(1874)年1月14日に岩倉具視襲撃(赤坂喰違)事件を起した犯人が同月17日捕縛された。これが高知県士族の武市熊吉・武市喜久馬・山崎則雄らであったというタイミングの悪さが災いし、同日提出の建白書は無視されてしまったが、翌18日、その内容が「日新真事誌」(明治5(1872)年3月イギリス人ブラックが創刊した邦字新聞)に掲載され大きな反響を呼んだ。これが加藤弘之・大井憲太郎らの民撰議院設立論争の発端になり⁸²⁾、民撰

78) 愛国公党は重要メンバーであった江藤新平が、明治7(1874)年2月4日、佐賀の乱を起こしたために崩壊した。

79) 明治4(1871)年7月の官制改革により太政官のもとに左院が設けられ立法を掌り建白を受付けた。明治8(1875)年4月、元老院が設置されたので左院は廃止され、「元老院」が立法にかかわり建白を受付けることになった。

80) 荻ほか(2001)299頁

81) 江村(1989)67頁

82) 坂元ほか(1969)46頁以下。加藤弘之は「民撰議院を設立するの疑問」(「日新真事誌」明治7(1874)年2月3日掲載)を呈し政府を代弁して時期尚早論を主張したが、大井憲太郎は「加藤弘之に與ふるの書」(「東京日日新聞」明治7年2月27日、馬城台二郎のペンネーム)により、民撰議会の即時開設と人民の政治参加による教育の重要性を主張して反駁した。以後加藤・大井論争が続き両者の意見を中心に多数の者が賛否両論を唱えた。当時の新聞・雑誌が多くの投書を掲載し、民撰議院設立論争を盛り上げるのに貢献した。

議院設立に関する世論を喚起し、全国各地で起きる自由民権運動の発火点になったのである。

明治7(1874)年3月、高知に帰った板垣は、自由民権運動を推進するために片岡健吉・林有造・谷重喜・島本仲道・福岡精馬・中村貫一らと協議し、同年4月10日、「立志社」を設立した。これは本格的な政治結社の最初のものである。立志社の設立趣意書には、

夫れ我輩 齊^{ひとし}しく我日本帝国の人民たり。則三千有餘萬の人民 盡^{ことごと}く同等にして、貴賤尊卑の別なく、當^{まさ}に其一定の権利を享受し以て生命を保ち、自主を保ち、職業を勤め、福祚^{ふくそ}を長じ、不羈^{ふき}獨立の人民たる可き事、昭々乎として明白なり。是權利なる者は威權を以て之を奪^はふを得ず、富貴^{ふき}以て之を壓^{おさ}するを得ず。蓋^{けだし}天の以て均しく人民に賦與するの所の者にして、而して斯の權利を保有せんと欲する者、亦人民の宜しく勤勉^{けん}す可き所の者なり。人民誠^{まこと}に是の權利を保有せんと欲す。先ず自から治めずんばある可からず⁸³⁾

とある。人民は天賦の生命自由を有し平等であることを高らかに謳っており、明らかに天賦人權説に基づいている。

高知の立志社⁸⁴⁾の影響を受けて全国各地に相次いで政治結社ができた。

免許代言人が指導する政治結社として、免許代言人伊東圭介・同宮杜孝一の「盛岡求我社」、同重野謙次郎・同山下千代雄の「山形東英社」、同狩野元吉の「北羽連合会」、同高橋安爾の「埼玉通見社」、同江橋厚の「松本獎匡社」、同前島豊太郎の「静陵社」⁸⁵⁾、同遠山正和の「丸亀立志社」などがある。

免許代言人の伊東・宮杜⁸⁶⁾が指導する盛岡の求我社⁸⁷⁾は、陸奥の雄鎮といわれるほど自由民権運動が盛んで政談演説会を開いて熱弁をふるい聴衆は拳固を握って聴き、警官が中止を命じると、「理由を言え、馬鹿、犬」などと喚き散らして大騒ぎとなり解散後の聴衆は道端で警官を待ち伏せ石の礮を投げ付け

83) 坂元・柿沼編(1969) 58頁以下

84) 高知は立志社一色であったわけではない。守旧派の立場に立つ「静儉社」や政府支持に近い「中立社」もあり、政治結社は多かった。荻ほか(2001) 300頁

85) 升味(1965) 317頁, 升味(1988) 191頁

86) 免許代言人伊東圭介は熱弁家でのち自由党代議士となり、同代言人宮杜孝一はのち岩手県会議長となった。升味(1965) 239頁

た⁸⁸⁾

免許代言人の重野・山下⁸⁹⁾が指導する山形東英社も新聞（「山形新聞」）を発行し政談演説・学術講演会を開催するなど盛んに政治活動を行い、重野は熱血的雄弁家であった。

免許代言人狩野元吉の北羽連合会は、秋田県内に作られた政治結社で政談演説会を開き国会開設運動を推進した⁹⁰⁾。同代言人高橋安爾の埼玉通見社もまた活発な政談演説会を行い新聞へ投稿して民撰議院の設立を主張し、太政官に国会開設請願を行った⁹¹⁾。

免許代言人江橋厚の松本 奨 匡 社⁹²⁾は、代言人・豪農商・教師らが参加する結社で「政府あって然るのち人民あるの邦国なし、必ずや人民あって然る後邦国、百姓あって然る後国家あると云ざるはなし⁹³⁾」といい、人民・百姓が国家より先にあると主張し、人民・百姓の主権を主張する極めて革新的な民権論を掲げ、松沢 求 策は「国会開設を上願するの書」を人民がもつ固有の権利である請願権とし「天皇陛下に上書」を太政官に提出した⁹⁴⁾。

免許代言人前島豊太郎は「静陵社」を設立し、政談演説会を活発に開き自由

87) 細井ほか (1999)によれば、盛岡の求我社は明治6 (1873)年旧藩有志により設立されたが鈴木舎定^{いんさや}の盛岡帰郷により面目を一新した。鈴木は築地のキリスト教学校で英語とキリスト教精神を学んだ後、更に啓蒙思想家中村正直の同人社に入り英語・政治学・法学・世界史などを学び、自由民権運動の指導者板垣・河野広中とも接触し民権運動家に成長、盛岡に帰って求我社に拠り社中に夜学校を開校し「盛岡新誌」を発行するなど活発に活動し民権思想の啓発普及に努めていたが29歳の若さで病死した (267頁以下)。伊東・宮村らはその後を継ぎ自由民権運動を活発に展開したのである。

88) 升味 (1965) 238頁

89) 免許代言人重野はのち県会議長、同代言人山下は自由党代議士となった。東英社は「山形新聞」を発行した。升味 (1965) 240-241頁

90) 塩谷ほか (2001) 284頁、升味 (1988) 191頁

91) 田代ほか (1999) 260頁、升味 (1988) 192頁

92) 奨 匡 社の名は『孝経』の「其の美を奨順し、其の悪を匡救す」によったものであるという。松沢求策・上條蠧司らが中心となって結成され「松本新聞」を発行した。免許代言人江橋厚はのち自由党代議士となった。佐々木 (1992) 97頁。古川ほか (1997) 298頁。升味 (1988) 192頁

93) 古川ほか (1997) 298頁

94) 古川ほか (1997) 299頁。岩倉具視は松沢に面会したが、立法に関するものは請願すべきものにあらずとって受理しなかった。升味 (1965) 280頁

民権運動を行っていたが、やがて士族や豪農を加えて「岳南自由党」を創設した⁹⁵⁾

丸亀立志社の免許代言人遠山正和は、自由民権運動に熱心で、明治15(1882)年11月、土器川原^{どきかわら}で開いた政談演説会で行った演説が違警罪に当たるとして10日間拘留された⁹⁶⁾

士族が中心の結社として徳島(阿波)の自助社⁹⁷⁾、松山の公共社(長屋忠明)、金沢の精義社(高島伸二郎)、同忠告社(杉村寛正)、三河の交親社(内藤魯一)、高崎の有信社(宮部襄)、鳥取の共立社(岡崎平内)、福岡の向陽社・玄洋社(平岡浩太郎)などがあった⁹⁸⁾

自助社は、高知の立志社に相呼応して設立され名東(徳島)県で勢力を持ち、自由民権運動の全国的結集を旨とす大阪における愛国社の創立総会に20余人が参加しその存在感を示した⁹⁹⁾。松山の公共社は、高知の立志社と交流し愛媛の自由民権運動の中心となった。金沢の精義社は、政談演説会を開くごとに隆盛に向い取締りの警官と衝突し満場総立ちの乱闘騒ぎを繰り返した。忠告社は、百万石の大藩でありながら時勢に遅れとったことを嘆き、これを挽回するために板垣のもとに代表を送り、その影響を受けて社員の中から盛んに民権を鼓吹する者を輩出した¹⁰⁰⁾。士族が指導するその余の結社もいずれ劣らず活発な自由民権運動を展開した。

95) 免許代言人沢田寧・同鈴木貫之・同三浦義礼は、明治15(1882)年4月、浜松に「遠南自由党」を結成した。

96) 木原ほか(1997)271頁。免許代言人遠山は人望があり評判も高く、初代丸亀市長・衆議院議員を務めた。

97) 徳島の自助社は、井上高格・一坂俊太郎・小室信夫らが設立に参加した。井上・一坂はいずれも徳島市長を務めた。小室は徳島藩大参事、明治5(1872)年欧米視察、帰国後立法院議員を務めた。

98) 升味(1988)179頁

99) 石躍ほか(2007)234頁、手塚編(1983)9-10頁

100) この忠告社のなかに島田一郎がいた。彼は佐賀の乱や西南戦争に呼応して拳兵しようとする腕力主義者であり、自由民権論が主流の忠告社に飽きたらず脱退して三光寺派を作り長連豪が参加した。しかし、西南戦争で西郷軍が敗北したことを知り、西郷の心酔者島田・長らは拳兵を断念、大久保が西郷暗殺の密偵を差向けたうえ西郷を死に追いやったと考え、明治11(1878)年5月、大久保を暗殺した。

豪農結社として福島石陽社・三師社（河野広中）、秋田の立志社（柴田浅五郎）、新潟の明十社（鈴木昌司）、神奈川融貫社（石坂昌孝）、越佐共致会（山際七司）、高岡の北立社（稲垣示）、福井の自郷社（杉田定一）などがある¹⁰¹⁾

板垣・片岡らの立志社は、明治8（1875）年1月までに設立されていた全国各地の政治結社の結集をはかるため大阪に集結しようと呼びかけ、同年2月、各地の政治結社の代表が大阪に集結し中央結社として「愛国社」を結成した。

ところが、同年2月11日、下野していた板垣・木戸¹⁰²⁾が大久保と大阪で会議し、大久保は板垣・木戸の意見を入れて政策の妥協をはかり、板垣・木戸が参議に復帰し「漸次立憲政体樹立の詔勅」（明治8（1875）年4月14日太政官布告第58号）が出されて、元老院・大審院が設置され地方の意見を聞くため地方官会議を開くことになった。

漸次立憲政体樹立の詔勅

朕今誓文の意を拡充し茲に元老院を設け以て立法の源を広め大審院を置き以て審判の権を鞏くし又地方官を召集し以て民情を通し公益を図り漸次に国家立憲の政体を立て汝衆庶と俱に頼んと欲す¹⁰³⁾

板垣が参議に復帰し、立憲政体をとる方針が出たため、愛国社は事実上機能を停止し各地の自由民権運動はいったん下火になったが、政府部内で立憲政体を採ることを急ぐ板垣と慎重な大久保とが対立し、明治8（1875）年10月、板垣がまたしても参議を辞職して下野した。

明治9（1876）年10月、熊本神風連の乱・秋月の乱・萩の乱が起き、明治10（1877）年1月、国内最大の反乱西南戦争が始まり、民権家のうちにはこれに呼応しようと動いた者もあったが、全体的には武力ではなく言論による政治

101) 升味（1988）180頁

102) 明治7（1874）2月6日、大久保・西郷従道らは台湾征討を決定したが、参議木戸孝允はこれを不満として、同年4月18日、辞職し下野していた。

103) 徳島の自助社は、この詔勅の注釈書「通諭書」を作成して県下に配付し、立憲政体は君民共治であり、政府は国王の手代・番頭に過ぎないとした。政府は無断で配付したことを咎め、「国体を憚らず施政上の妨害にいたるべきことを醸せし科」とし、国事犯として大審院で自助社の井上高格は禁獄1年、新居敦次郎・一坂俊太郎・湯浅直道は禁獄2年の有罪判決を受けた。石躍ほか（2007）234頁、手塚（1983）6頁以下

体制の変革を望み、西南戦争中自由民権運動は鳴りを潜めていたが、西郷軍勢の情報が伝わるなか、同年6月、高知の立志社総代の片岡健吉¹⁰⁴⁾が「国会開設を求める建白」(立志社建白)を持って天皇が滞在する京都行在所に赴いた。これは立志社の若き理論家植木枝盛が起草したものであった。

この建白書の内容は、政府は、万機公論に決すべしという五箇条の誓文や漸次立憲政体樹立の詔勅が出ておりながら実行せず、却って言論弾圧が続いている、過度の中央集権の弊害が出ている、財政を誤っている、税制を失敗している、外交を誤っているなど正面から指摘し、これを改めるには人民参加の民撰議院を設立するほかないというものであった¹⁰⁵⁾

政府がこれを受け入れるはずはなく突き返したが、この建白を知った各地の多くの民権家たち、河野広中(福島)、杉田定一(北陸)、栗原亮一(三重)、竹内正志(岡山)、とうやまみつる頭山満(福岡)らが立志社を慕って続々と「自由民権のエルサレム聖地¹⁰⁶⁾」(尾佐竹猛)である高知に入り、互いに熱っぽく自由民権を論じ感動し連携を深めていった。立志社の活動とこの建白が、全国の自由民権運動に与えた影響は甚だ大きかった。

板垣ら立志社は、明治11(1878)年4月15日、愛国社を再興することを決議し再興遊説を始めた。植木枝盛・栗原亮一は再興趣意書をもって四国・山陽・山陰を廻り、杉田定一・安岡道太郎は加(賀)州・紀州・九州を廻った¹⁰⁷⁾その成果が表れて各地の政治結社の代表者が、同年5月11日から10日間大阪に

104) 片岡健吉は、明治4(1871)年10月、イギリスに渡り、明治6(1873)年3月、帰国し海軍中佐をしていたが、明治7(1874)年1月、辞任した。彼はイギリス通であった。西郷の挙兵に呼応して蜂起を計画した林有造と一緒に逮捕投獄された。出獄後高知県議員(議長)となり、第1回衆議院議員に当選以後連続8回当選し衆議院議長を務めた。彼はキリスト教徒で第5代同志社社長を務めた。

105) 外崎(1988)21-24頁

106) 尾佐竹(下)(1939)504頁は、民権家たちが高知を訪れた事情を次のように述べている。西南役前に、全国の武力党が相率いて薩の西郷・桐野を訪ひし以上に、青年政客は必ず土佐を訪ねなくては談ずるに足らなかったのである。「自由は土佐の山林より出づ」との標語の出来たのも、また「憲政の発祥地たる土佐」といふ高知青年の誇りも、此頃からである。当年の土佐は実に自由民権のエルサレムであった。

107) 外崎(1988)26頁

集結し大会を開き愛国社の再興を決定した。

明治12(1879)年11月、愛国社の第3回大会は、国会開設請願運動を開始することを決議した。同年12月には、岡山県の有志が国会開設建白を決議し青年の情緒に訴える檄文を全国に配布するに及んで、再び自由民権運動に火が付き急激に全国的に拡大していった。

岡山県の有志の檄文「同胞に告ぐ」は、次のように訴えている。

嗚呼我同胞三千五百有余万の兄弟よ、嗚呼我同胞三千五百有余万の兄弟よ、仰あおいで芙蓉峰の高を望み、俯うつむいて琵琶湖の深を瞰みよ、豈美なる山川にあらずや、豈愛すべきの邦土にあらずや。此美なる山川に、此愛すべき邦土に居住棲息する我同胞三千五百有余万の兄弟よ、今日は是何等の時ぞや。尊ぶべきの民権已に伸暢しんちやうするか、重すべきの国権已に拡張するか、之を思い、之を憶へば、月明かなりと雖も、以て我輩の心を愉たのばしむるに足らず、花美なりと雖も、以て我輩の情を慰むに足らず、憂鬱胸裡に塞ふさり、悲憤心肝を貫き、奮然きんぜん蹶起しし、潸然しんぜん涙下るを覚えざるなり。嗚呼我同胞三千五百有余万の兄弟よ、兄弟の心情如何ぞや¹⁰⁸⁾

このように感傷的に兄弟へ呼びかけを繰り返す詠嘆調の檄文は、多くの青年たちの心を捉えた。青年たちはこの檄文を好んで暗誦するほど影響を受けた。

この時期から士族のほかに代言人・豪農・豪商・新聞記者まで積極的に参加するようになって、自由民権運動の参加層は急激に拡大し政府を痛烈に批判した。

(2) 愛媛の自由民権運動－松山の公共社

明治7(1874)年4月、高知で板垣・片岡・林らが「立志社」を旗揚げし、その自由民権の雄叫びは隣県の愛媛にまで轟いてきた。立志社の有志が愛媛県に来て民権家と交流し政談演説をして民権思想を啓発鼓舞した。愛媛からも陶不すえ廬ふ次郎じろう(大洲)、長屋忠明(松山)らが、それぞれ立志社を訪ね自由民権の熱意と活発な活動に感銘を受け、陶は大洲に帰り力石八十綱・中村恕一郎・山下氏潜ら同志を集めて同年大洲に「集義社」を設立した¹⁰⁹⁾翌8年には全国組

108) 三宅第2巻(1950)91頁、尾佐竹(下)(1939)524頁

109) 高須賀(1988)54頁

織の愛国社に加盟し創立総会に陶を代表者として送った。長屋は、明治 10 (1877) 年 7 月、井手正光・草間時福^{ときよし}・西河通徹^{みちつら}・松下信光¹¹⁰⁾らと相談し、人民への自由民権思想の啓発普及と人権の伸張という熱い志をもって松山に政治結社「公共社」を設立した¹¹¹⁾

井手の『逐年随録¹¹²⁾』には、

時恰も長屋君ハ隣県高知を始め各県を周遊し形勢を視察して帰県し、同志団結の必要を唱ふるに会す。公共社の設立蓋し茲に因す。当時土佐に立志社アリ、徳島に自助社アリ、高松に立志社アリ。四県呼応して平和的に民権を伸張せんことヲ期したり。

と述べているように、四国四県呼応して政治結社ができた。その代表的なものが高知の立志社、徳島の自助社、松山の公共社、香川の高松立志社¹¹³⁾である。その他にも四国に多くの政治結社が設立された。

明治 14 (1881) 年 10 月、井手は讃州地方に遊説し、丸亀で開催された四国同志大懇親会に参列した。

四国同志大懇親会ハ四州の有志者相謀り、毎年各地交番に開設し互に同志の気脈を通し高誼を温め、緩急相援け大に自由民権を振興せんと約し、本年其初会を丸亀に開設したるなり。会する者、高知の片岡健吉君を始め四州の有志壹百五拾余名なり。丸亀警察署は非常に干渉し、演説者二三名を拘引し、当日の散会を命ず。壮年の会員大に激昂し、警察署に押寄せ杯して、一時ハ非常に混雑せしも、警察も亦拘引者を返したるより先事なく済みたり¹¹⁴⁾

110) 長屋忠明は愛媛県官吏を辞めたあと公共社社長のち野間風早郡長・市会議員・衆議院議員、井手正光は勝山小学校校長のち野間風早郡書記・市会議員(議長)・県会議員、草間時福は愛媛県英学所のち北予変則中学校校長、西河通徹は海南新聞編集長・松山中学校校長、松下信光は明治 13 年免許代言人となり市会議員(議長)を務めた。

111) 高須賀(1987) 57 頁

112) 島津編(2000) 194 頁以下

113) 高松立志社は、細谷多門・井上甚太郎・久保財三郎・鈴木伝五郎らが中心の政治結社で自由党に繋がるものである。純民社という結社もありこれは立憲改進黨系であった。木原ほか(1997) 270 頁以下

114) 島津編(2000) 202 頁。井手正光は「我輩の片岡君と相親くなりしは、此時の交際よりなりし。同君は実に君子の人物にして且つ沈勇なる人なりし。」と片岡の人柄に触れ、また、「当時吾愛媛県は関新平君(当時の県令)が自由党撲滅策に力を致し居りし尤激しき時代にして、為に各処の集會に於て警察と衝突すること多かりし。」と民権家の政談演説会で警察と衝突したことを述べている。

このように四国四県の結社の有志が集まり演説会を開催すると、警察が干渉し演説者を勾引して集会の解散を命じるなど激しく対立した。

民権家が政談演説を行うことは流行のようになったが、誰でも直ぐに演説ができるわけではない。民権家自身が演説の練習をし、また、学校の生徒たちも練習をした。京都出身の草間時福は慶応義塾を出て間もなく招聘されて松山英学所に赴任した。英学所の生徒たちは、草間・西河通徹・高木明暉あきてるら青年教師から英文原書でギゾーの文明史・スマイルズの自助論・パーレーの万国史・ピオネの英文典などを学んだが、それ以外に演説・討論をすることも学んだ。生徒は「銘々の立身の目的は如何」と問われ、自分の立身目的を演説した。松山英学所は北予変則中学校となり、明治11(1878)年6月、県立松山中学となったが、草間・西河が育てた自由闊達な気風は継承され、明治13(1880)年に正岡子規が松山中学に入学したとき、生徒らは盛んに演説会を開いていた。この当時には広く演説指南書が普及していた。例えば、尾崎行雄の「公会演説法」(明治10(1877)年)、「続公会演説法」(明治12(1879)年)は、演説では発声・身振りジェスチャー・容貌ルックス等が重要であることなど演説の仕方を具体的に指南していた¹¹⁵⁾。このようにして演説することが、民権家はもとより青少年にまで普及していった。

公共社は、明治10(1877)年11月から毎年松山巽小学校を会場に頻繁に政談演説会を開いていた。多くの聴衆が集まり熱弁をふるう弁士に声を掛け拍手喝采して毎回のようになり上がった。娯楽が少なかった時代であり、さまざまなスタイルの演説を面白がって数百人の聴衆が演説会に詰め掛け、いつも盛況で演説は民衆の中に根付いていった。自由民権の思想は、このように演説を通して、また、政治結社の発行する新聞を介して民衆に浸透していったのである。

明治11(1878)年5月11日には、高知立志社の若きスター植木枝盛が松山

115) その他の演説指南書として、愛国居士(古屋宗作)「民権振起演説一斑」(明治12(1879)年)、岡文二編「明治演説大家集」(明治13(1880)年)、阪田哲太郎編「日本演説大家集」(明治14(1881)年)、黒岩大訳述「雄弁美辞法」(明治15(1882)年)、久松義典訳「雄弁大家論」(同年)その他多数刊行されている。稲田(2000)276-282頁

に遊説し聴衆を熱狂させた。彼は立志社と公共社との連携を強化するとともに、明治12(1879)年3月に大阪で開催される愛国社再興大会への参加を呼びかけた。公共社はこれに応じて高木明暉^{あきてる}らを大阪に送り再興された愛国社に加盟した¹¹⁶⁾

明治14(1881)年10月、国会期成同盟から発展して「自由党」が生まれたのに伴って、公共社の政談部は、明治14(1881)年10月、松山自由党となり、長屋忠明・藤野政高・白川福儀^{とみよし}・橋本是哉^{これや}らがこれに属した。公共社は啓蒙活動を終えて翌15(1882)年に解散し、松山自由党は、明治16(1883)年、広域名称を付けた「海南協同会」となり、一層の組織拡大に努め盛んに政談演説会を行うとともに、四国四県の政治結社と連携し団結を深めることを目的とし、県内で自由大懇親会を開催するほどの力をつけた。同年10月24日には、松山の古町で高知・徳島・香川の民権有志多数を迎え、第3回四国自由大懇親会を開催した¹¹⁷⁾

海南協同会は、明治17(1884)年2月29日、板垣退助を迎え今治で第4回四国自由大懇親会を開催することになった。板垣は神戸から海路瀬戸内海を渡り今治に上陸、今治教会の牧師横井時雄¹¹⁸⁾に会い、今治会場の四国自由大懇親会で満員の聴衆を前に政談演説を行い強い感動を与えた。横井もまたこの自由大懇親会に出席した。板垣は翌3月1日、船で三津浜に来た。「自由の父来たる」と民権家は欣喜雀躍し大勢で三津浜港に出迎えに行った。木原『伊豫明

116) 高須賀(1988)58頁

117) 烏津(1988)50頁

118) 横井時雄は、熊本洋学校でジェーンズに学んだ熊本バンドの1人、新島襄の同志社英学校第1期卒業生で、明治12(1879)年6月4日、四国で最初に設立されたプロテスタント教会「今治教会」に赴任した。彼の火のような伝道は多くの人々の心を打ち、教会には産業人の信徒が多く、今治の経済や文化に多大な影響を与えた(愛媛新聞メディアセンター(2002)52頁)。横井は松山でもしばしば伝道集会を開き多くの聴衆に「キリスト教は文明の精神」であること、「キリスト教の信仰」、「キリスト教と理学の関係」を語った。横井は公共社(海南協同会)の代表長屋忠明と親交があり、長屋夫人および令嬢ほか十数名が受洗した(松山教会(1986)39-44頁)。横井は第3代同志社社長を務め、のち衆議院議員になった。

治史』は、このときの様子を次のように述べている。

三津浜港では県下各地から数万の人々が出迎えたが、そのため松山附近の人力車は、殆ど出払ってしまい、前代未聞の豪勢な勢揃いをして、松山入りした¹¹⁹⁾

数万の人々が出迎えたというのはいささか誇張があると思われるが、県民が自由民権運動の代表的指導者板垣を熱狂的に出迎えたことは確かである。県内には政治結社が幾つもできており¹²⁰⁾ 特に松山は海南協同会による自由民権運動が盛り上がりを見せ、自由懇親会を開催するほどの力を付けていたからである。板垣を迎えた松山会場の自由懇親会も300人を超える参加者を集め会場は満員の盛況であった。この自由民権運動との関連で明治18(1885)年5月に西条の政治結社「興風会」の政談演説会葬事件が起きたのである。これについては次回に検討する。

(3) 国会期成同盟の国会開設請願

再興された愛国社は、明治13(1880)年3月15日、大阪で第4回大会を開いた。加盟した結社は27社となり、西日本・東日本をカバーするまでに拡大した。そして、同月17日、愛国社は発展的に「国会期成同盟」と改称する¹²¹⁾に至り、有志らは国会開設請願のために東奔西走し運動は最高潮に達した。各地方の政治結社は、国会開設請願書をもって大会に集まった。そして、国会期成同盟の代表者片岡健吉・河野広中は、明治13(1880)年4月17日、2府22県総代90人請願人8万7,000人による「国会を開設するの^{いんか}許可を上願する書」を持って太政官を訪ねた。ところが、元老院に行くようにいわれたので、元老院に行ったところ政体上の事項について天皇に「上願」するものを、元老院で受取ることにはできないと却下された。そこで、片岡・河野は再び太政官を訪れ、太政官書記官谷森真男に会い、三条太政大臣に面会して同大臣を通じて天皇に

119) 木原(1967)225頁

120) 大洲の集義社や松山の公共社のほかに、宇和島の耕魄社(明治10年)・愛郷社(明治13年)・蟻力社(同年)、卯之町の一貫社(同年)など有力な政治結社が結成された。

121) 国会期成同盟は、愛国社から出た別組織であるという見解もある。佐々木(1991)93頁

上願したい、それができなければ左右大臣に会いたいと申し入れた。服部之總『自由民権』によれば、太政官の一室における片岡・河野と谷森真男との問答場面は次のようであったという¹²²⁾

三条太政大臣に会見することができなければ、左右大臣に会わせて貰いたい。左右大臣と会えないのなら、参議諸公に接見したい。

太政大臣も、左右大臣も、参議諸公も、皆用務多端でお目にかかれない。

しからは貴官は太政大臣の代理として吾人の意見をきくといわれるのであるか。

然り、ききましよう。

一磐州（河野）は襟を正して痛論する。谷森書記官は磐州に言うだけ言わせて、一たん出ていったが—

御趣旨は大臣に申し上げたが、請願書は大臣において受理すべきものではないので却下せよとの仰せである。

却下されるのは体裁上不都合の点があるとでも言はれるのか。

否。

しからは提出の手續上これでもまだ不足な点があるとでも言はれるのか。

否。

この請願書が、政体の改革を願望しているものであるにもかかわらず、全国民の過半数の願望ではないというためであるか。

否。

しからは、この請願書は皇帝陛下に願望する書である、わが国民たるものは、政体の改革を陛下に願望することは出来ないと言はれるか。

然り。

敢て問う、理由如何。

説明するかぎりではない。

よろしい、しからは、吾人は上奏をたのむまい。

政体の改革を求める請願書は太政官も受付けないということで、この請願書も結局受理されなかった。片岡・河野の2人は、「是に至て願望書奉呈の路は絶たれたり」とその顛末を幹事に報告した。そこで植木は私設の国会を開こうと主張したが、多くの民権家は正式な国会の開設を願望すべしとの意見が強く植木の主張は採用されなかった。

122) 服部 (1974) 210-212 頁, 三宅第 2 卷 (1950) 108-109 頁

(4) 私議憲法

国会開設を求めて自由民権運動が高揚している中で、今度は如何なる憲法を制定すべきか議論されるようになり、明治13(1880)年に開かれた国会期成同盟第2回大会で翌年の大会に憲法草案を持ち寄ることが決められたことから各地で多くの私擬憲法が作られた¹²³⁾。民間の私擬憲法の中には、内容においてレベルの高いものがある。

嚶鳴社の憲法草案や交詢社の私議憲法案は、明治15年に立憲改進黨に参加したグループのものでイギリス型議会制に範をとる二院制であり保守的性格の憲法構想であった。これに対し、三河交親社の内藤魯一の日本国憲法見込案や立志社の植木枝盛の日本国憲法案は、明治14年に自由党に参加した者によるもので一院制議会をとり進歩的性格の憲法構想であった。

市民革命を経て制定された近代憲法の特徴は、人民の自由・権利を国家に保障させることを本質とする立憲主義憲法である。これらの私擬憲法は、欧米の近代憲法を模範としつつ、明治13年当時のわが国独自の政治状況を反映して統治機構の在り方に力点を置き、人民の自由・権利の保障については各憲法草案によりかなりの違いがみられる。

① 嚶鳴社の「憲法草案」

東京横浜毎日新聞の沼間守一^{ぬ まりかず おうめい}の嚶鳴社¹²⁴⁾の「憲法草案¹²⁵⁾」(明治12年)は、国民の人権保障について自由平等権に関する10箇條を置いているが、法律の留保があり制限的である(国民の権利第1條～第10條)。

国会は皇帝の特命による議員からなる「上院」と選挙された代議員からなる

123) 江村「憲法構想」(1989)によれば、慶応3(1867)年6月15日の坂本龍馬の「船中八策」から明治20(1887)年7月1日の「私草大日本帝国憲法案」まで作成された憲法構想は、平成元(1989)年5月現在までに判明したもので66に及ぶという(438-441頁)。

124) 嚶鳴社は司法省七等出仕のとき欧州司法制度の調査に行った経歴のある沼間守一が中心となり田口卯吉・末広重恭(鉄腸)・島田三郎・金子堅太郎と組織したジャーナリスト集団で、新聞(「東京横浜毎日新聞」)や雑誌(「嚶鳴雑誌」)で社員の論説や演説を発表し多くの読者を獲得した。この憲法草案を更に詳しく説明した「私擬憲法案註解」(伊藤欽亮)がある。江村(1989)146頁以下

125) 江村(1989)97頁以下

「下院」で構成される二院制でイギリス議会に範をとっているが、これに天皇が加わる三部構成の国会としている。

国会の権限は、租税の賦課・内外の公債を起すこと・国土の境域変更・県の廃立分合・行政区画を定める（国会の権利第1條～3條）こと、一切の法律を議定し国憲の許す所の権利を施行するため諸規則を制定する（第4條）ことである。

皇帝は立法・行政・司法の三部を総轄する（皇帝の権利第16條）と定めているから、天皇を国家権力の頂点に置く保守的な性格の憲法である。

皇帝は行政官を総督する（行政官第1條）。行政官は太政大臣及各省長官をもってなり（第2條）、行政官は合して内閣を構成し政務を議し、分かれて諸省長官となり当該事務を行う（第3條）。行政官は執行する政務に関し議院に対してその責に任じ、もし、その政務につき議院の信を失うときは、その職を辞すべきである（第8條）とする。内閣を構成する行政官は議院の信任を必要とするから一種の議院内閣制とみてよいだろう。

司法権は皇帝がこれを総括し諸裁判所がこれを執行する（司法権第1條）。裁判は皇帝の命を奉じて諸裁判所長の名でこれを行う（第2條）。諸裁判所の種類・構成・権限・裁判官職制は、法律で定める（第3條）。裁判は公開し（第4條）、判事は終身その職に任じられ（第5條）、法律に掲げられた場合のほかは免職されることがない（第6條）。軍事裁判は法律で定め（第7條）、法律で定めた重罪及び国事犯は、陪審官その罪を決す（第8條）としている。¹²⁶⁾

この憲法草案の司法権は、確かに裁判の公開や裁判官の身分保障を認め、陪審制を取り入れるなど近代的裁判制度を目ざしているが、皇帝が司法権を総括し裁判は皇帝の命を奉じて裁判所長の名で行うものとするなど天皇制下の裁判所という性格が強く司法権の独立は中途半端なものであった。嚶鳴社の「憲法草案」の基になったのが、同じ系列の共存同衆の「私擬憲法意見¹²⁷⁾」である。

126) 江村（1989）97頁以下

127) 吉野編第3巻（1929）411頁以下

小野梓が中心になって作成したもので、類似の構成内容をもっている。

② 交詢社の「私擬憲法案」

交詢社¹²⁸⁾の「私擬憲法案¹²⁹⁾」(明治14年)は、矢野文雄が中心となって作成したものである。国民の人権保障については、第6章民権と題して自由権に関する10箇條を置いているが、「日本国民は国安を妨害するに非されば」各自所信の教法を奉じる自由を有するとか、「日本国民は国安を妨害し若しくは人を誣謗するに非されば」その意見を演説し及び出版告布する自由を有するとかいうように留保が付いており制限的である(第69條～第78條)。

国会は特選議員と公選議員からなる「元老院」(第18條～22條)と全国人民中選挙権を有する者が公選する議員からなる「国会院」(第39條～42條)との二院制で、政府の歳出入租税国債及び諸般の法律は元老院・国会院においてこれを議決し(第18條・第39條)、天皇の批准を得て法律の効力が生ずる(第3條)と定め、内閣の宰相は元老議員若しくは国会議員に限る(第13條)とするイギリス型議院内閣制をとっている。

行政権は天皇に属し、天皇は行政官吏に法律に^{したが}遵いこれを行わせ(第4條)、司法権も天皇に属し、天皇は裁判官に法律に遵い民事刑事の裁判を司らせる(第5條)としている。

裁判については、第5章に5箇條を置き、普通裁判所における裁判を行い、圧政政府の意に添う裁判を排除するため特別裁判所の設置を禁止し、裁判官の身分保障、裁判の公開、刑事裁判は事件の軽重を問わず必要的刑事弁護とするなど近代的裁判制度を定めている。すなわち、裁判はすべて法律をもって定めた裁判所において法律に遵い裁判官が司るべきで、特別裁判所を設け特別裁判官に命じて裁判を司らせるべきでない(第64條)こと、裁判官はすべて天皇の命ずるところにして過失がなければ終身その職にあり俸給を受ける(第65

128) 交詢社は、福沢諭吉を中心とし矢野文雄・木幡篤次郎・小泉信吉・馬場辰猪・阿部泰蔵など慶応義塾関係者らが結成したジャーナリスト集団で、新聞(「郵便報知新聞」)や雑誌(「交詢雑誌」)で自由民権を論じ議会論や私擬憲法案を発表した。

129) 吉野編第3巻(1929)405頁以下

条) こと、裁判はその事件が風俗を壊す恐れのある場合を除き訊問弁論裁判宣告はすべて公開し、非公開の裁判はその効力がない(第66条) こと、裁判はすべて刑事被告人に弁護人を用いさせるべきで、弁護人を許さないものは裁判の効力がない(第67条) こと、軍律を犯す者は陸海軍裁判所で裁判すべである(第68条) ことを定めている。刑事裁判に関する陪審制の定めはない。

交詢社の「私擬憲法案」を更に詳しく説明したものに「私擬憲法案註解」(伊藤欽亮)がある。¹³⁰⁾

③ 内藤魯一の「日本憲法見込案」

国会期成同盟・自由党に参加した三河交親社の内藤魯一¹³¹⁾の「日本憲法見込案」(明治14年)は、民選議員から成る国会一院制を構想し、日本国施政の権利は人民が皇帝に委嘱した(第4条)ものであるとし、人民主権の見解をとっているのが特徴である。民選の国会が定めた憲法にしたがい皇帝は立法・行政・司法を総轄し国を統治する(第36条)。国家の権力を立法・行政・司法の三権とし皇帝が統轄するが、皇帝は民選の国会が定めた憲法に従わなければならないとしているところにも人民主権の思想が表れている。

立法権は国会が有し、国会の決議は皇帝の制可を得ることにより有効になる(第33条)。もし、皇帝が国会の決議に制可の証を与えないときは、その否とする理由を明記することを例とする(第34条)。そして、皇帝が一度国会の決議を否認しても之を再議し全議員の3分の2以上の同意を得た議決については、皇帝は重ねてこれを否認することはできない(35条)と定め、国会の優位を定めている。

行政権は天皇のもとで内閣が行い、内閣は太政官・首相・参議・司法・大

130) 江村(1989)146頁以下

131) 内藤魯一は、明治12(1879)年3月、政治結社「三河交親社」を設立して自由民権運動に奔走した。板垣が東海道遊説に来たときは先導役を務めた。板垣が岐阜で暴漢に襲われたとき、内藤が真っ先にその暴漢を引き摺んで投げ飛ばし、後藤秀一・伊藤一蔵・本多正直らが力を合わせ組み伏せ捕縛した。内藤はのち衆議院議員を務めた。尾佐竹(1998)253頁

蔵・内務・外務・海軍・陸軍・文部・工部の各省長官をもって構成する（第51條）。首相は皇帝を輔相し内外政務を総理し（第43條）、内閣に専任参議5人を置き（第47條）、皇帝を輔佐しすべて国政の重要な謀議に参加し（第48條）、諸省長官はその省の政務を行う（第45條）としている。

司法権は不羈独立し諸裁判所がこれを行い（第54條）、大審院長・次官・大検事は国会が選定し（第55條）、裁判は公開する（第56條）。裁判に代言弁護を許さないものは裁判の効力がなく（第57條）、刑事裁判は陪審で行う（第58條）。代言人が弁護しない裁判は効力がないとし、刑事裁判は陪審によるとしているところにも、民主的な裁判制度を目ざしていることが分かる。他方、人権保障の規定は少ない。

④ 植木枝盛の「日本国国憲案」

私議憲法の中で最も傑出した民主的な近代憲法草案は、立志社に属する植木枝盛の「日本国国憲案¹³²⁾」（明治14年）である。これは第1編から第18編と附則まで全文220条からなる壮大な憲法草案である。アメリカ独立宣言（1776年）・アメリカ合衆国憲法（1788年9月17日）及び修正条項（1791年「権利の章典」といわれる第1修正から第10修正）の影響を受けている。

国民の人権保障については、どの私擬憲法より突出して多い自由権利の保障規定を置いていることが注目される。すなわち、第4編に「日本国民及日本人民の自由権利」の表題のもと第40條から第74條まで自由平等を基本とする35箇條の完全な人権保障規定を置き、その中には「政府官吏圧制を為すときは日本人民は之を排斥するを得。政府威力を以て擅恣暴逆を逞ふするときは日本人民は兵器を以て之に抗することを得」（第71條）と定め、更に「政府恣に国憲に背き擅に人民の自由権利を侵害し建国の旨趣を妨ぐるときは日本国民は之を覆滅して新政府を建設することを得」（第72條）とし、圧制に対する人民の抵抗権まで定めていることに特徴がある。そして、日本の国家は「日本

132) 江村（1989）183頁以下、家永編（1973）173頁、吉野編（1929）420頁以下

各人の自由権利を殺滅する規則を作りて之を行ふを得ず」(第5條)、「日本国民各自の私事に干渉することを施すを得ず」(第6條)と定め、国民の自由人權の尊重を強く要求し、政府は人民のための政府でなければならないというのである。

この憲法案は、各州¹³³⁾を連合して連邦国家とする構想である。第1編は「国家の大則及権利」とし、「日本国は日本国憲法に循てこれを立て之を持す」(第1條)としたうえで、「日本国に一立法院一行政府一司法廳を置く。憲法其規則を設く。」(第2條)と定めている。

第2編「連邦の大則及権限並に各州と相関する法」は、日本を連邦国家とし、第3編「各州の権限並に連邦と相関する法」は、各州の自治独立を認めている。

第5編は「皇帝及皇族摂政」である。第4編の「日本国民及日本人民の自由権利」の規定の後に皇帝・摂政の規定を置いている。植木の民権思想が、憲法の編別の中にも表れているのである。

第6編は「立法権に関する諸則」で、日本連邦に関する立法権は、日本連邦人民全体に属する(第114條)と定め、第7編「行政権に関する諸規則」は、日本連邦行政権は、日本皇帝に属する(第165條)とし、第8編「司法権に関する諸規則」は、連邦司法権は、法律に定めた法衙(裁判所)においてこれを実施する(第183條)と定めている。

日本連邦の権力を立法権・行政権・司法権の三権に分け、立法権は人民全体

133) 植木が州とするのは次のとおりである。藩や県に相当するものを州としている。武蔵州・山城州・大和州・和泉州・摂津州・伊賀州・伊勢州・志摩州・尾張州・三河州・遠江州・駿河州・甲斐州・伊豆州・相模州・安房州・上総州・下総州・常陸州・近江州・美濃州・飛騨州・信濃州・上野州・下野州・岩代州・磐城州・陸前州・陸中州・陸奥州・羽前州・羽後州・若狭州・越前州・加賀州・能登州・越後州・越中州・佐渡州・丹後州・但馬州・因幡州・伯耆州・出雲州・石見州・隱岐州・播磨州・美作州・備前州・安芸州・周防州・長門州・紀伊州・淡路州・阿波州・讃岐州・伊予州・土佐州・筑前州・筑後州・豊前州・豊後州・肥前州・日向州・大隈州・薩摩州・壱岐州・対馬州・琉球州であり(第2編第7條)、日本連邦は日本各州に対しその自由独立を保護し(第9條)、未だ独立の州をなさないものは連邦がこれを管理し(第10條)、新たに州を作って日本連邦に合せんとするものあるときは、連邦はこれを妨げることはできない(第16條)としている。

に属することを明らかにし、行政権は皇帝にあるが皇帝は立法議会の議に^{したが}遵守しなければならず、司法権は議会在法律で定めた裁判所が行使するとし、国家権力の基礎を人民に置く人民主権の憲法であった。

第9編は「土地」、第10編「租税」、第11編「国金」、第12編「財政」、第13編「会計」、第14編「用兵」、第15編「外国人帰化」、第16編「特法」、第17編「鉄道電信陸路水利」、第18編「憲法改正」、そして「附則」という構成にしている¹³⁴⁾

この憲法案の裁判について特徴的なことは、「凡そ裁判は理由を附し所以を明にす」(第190条)とし、裁判は衆人の傍聴を許して公にこれを行い(第193条)、民事裁判は代言人を選任でき(第191条)、刑事裁判は「陪審制」とし弁護人を附することを認めている(第192条)。アメリカ合衆国第6条修正の趣旨を取り入れ、陪審制を憲法上位置づけて、人民の司法参加を確保しようとしたものである。

植木の日本国憲法案は、議会を設けて人民が国政に参加し、権力を分立させ、自由権利を国家に保障させ、刑事裁判に陪審制を導入するというもので、皇帝の権力を制限する立憲主義の憲法であり、当時の私擬憲法の中では、最も進んだ自由主義原理に基づく憲法案であった。明治維新から僅か14年にして、既に日本人自らこのような民主的な近代憲法案を作成していたことを我々は誇りとするものである。この植木の憲法案は、第二次世界大戦後、日本国憲法の基になるマッカーサー草案が作成される際に参照され影響を与えた¹³⁵⁾ 連合国防司令部が、民主主義日本の真の在り方は植木枝盛のような輝かしい民主主義思想家が早くから主張したものであるといい、教科書編纂に当たった歴史家たちに対し、日本には植木枝盛のような民主主義者がいるのに歴史家の書いた原稿にはこれを少しも扱っていないではないかと注意を与えたという¹³⁶⁾ 明治14

134) 江村(1989)183頁以下、家永編(1973)173頁以下、吉野編第3巻(1929)419頁以下

135) 牧ほか(1993)453頁

136) 外崎(1988)9頁

(1881)年に作成された植木の憲法案は、日本国憲法の基本原理に繋がる人民主権・自由人権の尊重などを定めた極めて民主的な内容をもっていた。

【陪審制度・裁判員制度】

嚶鳴社・内藤魯一・植木枝盛らが憲法上導入することを考えていた刑事裁判の陪審制は、既に明治10(1877)年～明治11(1878)年にかけて、「治罪法」を起草していたボアソナードの原案に刑事の重罪事件につき採用されていた。ボアソナードは、不平等条約の領事裁判権を撤廃するためには、欧米諸国の陪審制を日本の法制に取り入れ、欧米諸国のそれと同一の地位に置くことが必要であると考えていた。

彼の陪審制は、フランスの公判陪審に倣ったもので、刑事事件の重罪裁判は判事3名のほか法律にしたがい抽選した陪審員10名で行うものとし、この10名の陪審員が、弁論終了後に裁判長が指示した問題につき過半数をもって可否を決するというものであった。自由主義者ボアソナードは、人民の自由民権を確保するために、人民が司法に参加する陪審制を日本の刑事訴訟手続を定める法律(治罪法)でもって実現しようとしたのである。

ボアソナードの陪審制の原案は、元老院で審査された。陪審制については殆どそのまま認められ、治罪法審査修正案として、明治13(1880)年2月、太政官に提出された。

ところが、岩倉・大久保に重用され、明法寮権中法官・正院五等出仕・内務大書記官を経て太政官大書記官になった井上^{こわし}毅がこの陪審制の導入に反対した。その理由は、(1)陪審員に国民総代の名を託するのは不当である。(2)陪審は衆論に傾き易く裁判は衆論で決めるものではない。(3)陪審は事実判断を裁判官は法律判断を担当とするというが両者は区別できない。(4)事実判断を人民に委ねるのは誤りである。(5)無知な人民は報復を恐れて無罪とし刑を減輕するおそれがあるというものであった¹³⁷⁾。

137) 三谷(1980)108頁以下

ポアソナードは、これに反論し(1)陪審は公選された国民代表と異なる概念であり、被告人と同等の人民から選ばれた陪審たる者が裁判に当たるという意味で、被告人との同等性こそが重要である。(2)陪審は衆論によって決めることは何ら不当なことではない。(3)事実判断と法律判断とは明確に区別できない面はあるが、両者をともに陪審に委ねないのは、両者をともに陪審に委ねるのに比べて弊害が大きい。(4)偏見は裁判官の方が甚だしく陪審にはその弊害が少ない。(5)陪審が概して寛容であるのは寧ろ長所である¹³⁸⁾と主張した。多くの私擬憲法は、前述のとおり、刑事裁判につき陪審制を積極的に導入していたから、ポアソナードの陪審制に賛成の立場であった。

太政官政府は、明治13(1880)年3月、井上の陪審制反対論を容れ、審議の過程で、ポアソナードが力を注いだ陪審規定をすべて削除した。政府が陪審規定をすべて削除したのは、理論上の理由だけでなく、二つの大きな政治上の理由があった。一つは、佐賀の乱から西南戦争に至る一連の内乱の反政府指導者を政治裁判で処刑したことに関係がある。政府は、佐賀の乱(明治7(1874)年2月)・熊本神風連の乱・秋月の乱・萩の乱(明治9(1876)年10月)の反政府指導者たちを短期間の政治裁判で処刑した。福沢諭吉は、西南戦争(明治10(1877)年1月～9月)の戦局が政府に有利に展開するようになったころ、即時休戦を主張しその裁判は公平を図るため陪審裁判で行うべきであるとの建白書(「西郷隆盛の処分に関する建白書」)を提出したが、政府はこれも聞き入れず又もや政治裁判で処刑した¹³⁹⁾。このような経緯があったから、人民が参加する陪審制を刑事裁判に導入することになれば、政府は今後政治的な意図をもって事を運ぶことができなくなる。そのような陪審制は政府にとって邪魔な

138) 三谷(1980)109頁以下

139) 政府(その事実上の最高責任者大久保利通)を厳しく批判し実力行使に出たのは不平士族島田一郎・長連豪らで、明治11(1878)年5月、大久保を暗殺した。斬奸状にその罪の一つとして挙げているのが「慷慨忠節の士を疏斥し憂国敵愾の徒を嫌疑し、以て内乱を醸成」したことであった。また、政府が佐賀の乱の江藤ら反政府指導者を政治裁判で処刑したことを痛烈に批判したのは、福沢の「丁丑公論」、的野半介の「江藤南白」、板垣の「自由党史」などであった。松山大学論集第20巻第6号(2009)拙稿301頁以下

存在であった。二つは、自由民権運動と関係がある。この当時、愛国社が再興（明治11（1878）年9月）され国会期成同盟が結成（明治13（1880）年3月）されるなど自由民権運動が盛んになってきており、政府はこれを規制するために、先に讒謗律・新聞紙條例（明治8（1875）年6月）を制定していたが、更に集会條例（明治13（1880）年4月）を制定して自由民権運動を弾圧しようとしていたから、これら條例違反による刑事裁判が多数生じることが予想され（実際に代言人を含めて多くの民権家が逮捕処罰された）、これらの刑事裁判に人民が陪審員として参加してくれば減刑・無罪になるおそれがあり、それは政府の到底容認するところではない。そこで陪審制を排除したのである。

ボアソナード原案は、重罪事件について陪審制を設けていた関係で控訴は認められていなかったが、政府は治罪法から形式的に陪審規定を削除しただけで、一審の重罪判決に不服な者は控訴できることに改める手当てをしなかった結果、普通犯罪については控訴・上告ができるのに、重罪事件については控訴が認められず上告のみが認められるという被告人の審級利益を奪う立法上の不備、すなわち、跛行的上訴制度が生じる結果となった¹⁴⁰⁾陪審制を削除した治罪法は、明治15（1882）年1月から刑法（いわゆる「旧刑法」）とともに施行された。

今から130年以上も前に、自由主義者ボアソナードは、人民が司法制度に参加する陪審制を導入しようとしたが、太政官政府は井上の反対論を容れて潰えた。ボアソナードの影響を受けた人々は陪審制を支持していたが、明治時代を通じて立法化されることはなかった。

大正時代に入り、かつて司法省法学校でボアソナードに教えを受けた政党政治家原敬（首相）が、検事局との対決の末、大正12（1923）年4月18日、わが国最初の「陪審法」を制定公布した。この陪審法は5年の準備期間を経て、昭和3（1928）年10月1日から実施されたが、法律の不備不徹底もあり所期

140) 松山大学論集第20巻第6号（2009）拙稿335頁以下

の効果を挙げることができず、昭和18(1943)年3月、停止された。

その後、わが国は第二次世界大戦による敗戦と天皇制国家の崩壊により、国民民主権に基づく平和国家へと大きく変貌を遂げたが、先の陪審制が停止されてから約60年間、国民が裁判に参加する制度は立法化されることなく経過した。そして、遂に平成16(2004)年5月28日、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(法律第63号)が制定公布され、平成21(2009)年5月21日から実施されるに至った。この裁判員法は、明治時代のように不平等条約改正のためとか、大正時代における政治疑獄事件を巡る検事局の政治家に対する峻厳過酷な取調べと偏向裁判から有力政治家を守るためとかいうような事情によるものではなく、司法を国民に身近なものにしようという極めて民主的な要請から、司法制度改革審議会が設置され、審議の内容は公開報道され様々な批判を受けながら民主的内容に深められ、国民の代表機関である国会で慎重審議を経て法案は可決され、上記裁判員法として成立し実施されるに至ったものである。

この裁判員制度については、被告人の処罰のため国民を強制的に参加させるものであるとか、原則3日の審理期間で有罪無罪を決めるには短すぎるとか、多くの国民の支持を得ていないとかいうような批判が行われている。しかしながら、裁判員制度は、国民が主権者として司法の場に主体的に参加し、自由人権を守り冤罪を防止しようとするためのものである。それは、職業裁判官に任せないで、国民が自分の意見や良識を裁判に反映させることによって、司法に対する国民の民主的コントロールを実現しようとするものである。成熟した国民が、民主国家の構成員として積極的かつ主体的に司法の場に参加し判決に関与していくことに重要な意味がある。公判前に十分な整理手続を行い、争点を明確にして裁判に臨めば3日間の集中審理で判断をすることは困難なことではないであろう。平成21(2009)年5月～6月にかけての世論調査では、裁判員として「呼び出されたら応じる」という人々は72パーセントに及んでおり、20代は特に参加意識が高く87パーセントに達し、若いほど参加意欲があると報じられている¹⁴¹⁾。このように裁判員制度に関する国民の理解は相当深まってい

る。平成 21 (2009) 年 5 月 21 日に全国の地方裁判所で始まったこの民主的な裁判員制度が十分に機能し実効性あるものにしていくためには、裁判を分かり易くすること、仕事があっても参加しやすい環境を整えること、学校で法教育を行うことなど今後更に工夫を積み重ねていくことが大切である。

(5) 政府の国会開設時期の表明

全国的な自由民権運動の攻勢に危機感を抱いた政府は、明治 13 (1880) 年 4 月 5 日、「集会條例」を制定しこれを抑えようとしたが、明治 14 (1881) 年 7 月、全国の自由民権運動を担う結社や新聞が一致団結して猛烈に批判した北海道開拓使官有物払い下げ事件が起こり¹⁴²⁾ また、政府部内で国会開設時期や如何なる憲法を制定するかについて議論があり¹⁴³⁾ 参議のうち大隈重信の意見は国会の早期開設・イギリス系憲法を制定すべきというものであったが、伊藤博文らの意見は国会の漸進的開設・ドイツ系憲法を制定すべきであるというもので、双方の見解が対立した。

大隈重信の国会開設奏議 (明治 14 (1881) 年 3 月)

去歳以来国議院の設立を請願する者少からず、其人品素行に至ては種々の品評ありと雖とも、要するに是等の人民をして斯の如き請願を為すに至らしむる者は、則ち是れ人心稍く將に進まんとするの兆候にして、自余一般の人心を察するに其後る、者亦か甚た稀少ならんとす。然らば則ち法制を改進して以て国議院を開設せらるゝの時機稍く方に熟すと云うも可なり。…故に議院開立の布告は太た速かならん事を要す。開

141) 平成 21 (2009) 年 7 月 26 日付け朝日新聞朝刊の報道による。

142) 北海道開拓事業は、明治 2 (1869) 年開拓使が置かれてから 12 年間で土地・官舎・道路・鉄道・船舶・官営工場・倉庫・炭鉱・農牧場・屯田兵事業などに対し、1,410 万円という巨額の投資をしていたが、明治 14 年限りで開拓使が廃止されるに当たり、開拓使の黒田清隆 (薩摩) は薩摩の政商五代友厚の関西貿易商會に約 39 万円で無利息 30 年賦払という破格の条件で払い下げようとした。この計画は新聞 (沼間守一の「東京横浜毎日新聞」、福沢系の「郵便報知新聞」など) の知るところなり猛烈な反対運動が起きた。伊藤 (長州) ・黒田 (薩摩) ら連合による大隈罷免は、この払い下げ事件は大隈が新聞に漏らしたのではないかとの疑念がきっかけとなった。三宅第 2 卷 (1950) 137 頁

143) 明治 9 (1876) 年 9 月には元老院に国憲取調委員が組織され、明治 11 (1878) 年 6 月、国憲按 9 篇 91 条ができ、明治 13 (1880) 年 7 月にはこれを修正した国憲草按が大木喬任議長に提出されたが上奏されず参考程度にとどまった。石井編 (1960) 122-123 頁

立の時期は卒然急擲なるへからず。是等の事理に因て考察すれば、本年を以て憲法を制定せられ、15年首若くは本年末に於て之を公布し、15年末に議員を召集し、16年首を以て始めて開立の期と定められん事を希望す。斯の如くんは以て大過なかるべきを信するなり¹⁴⁴⁾

伊藤博文らの国会開設の意見は、次のとおり、国会開設の時期を予定すべきであるとしながら、その時期を明らかにしていない。

今の時に及で速に一定の廟議に依り、明かに天下に提示するに非ずんば、人民或は皇猷の在る所を知らずして、其方嚮を誤るに至らん。是れ宜しく先づ国会開設の期を予定し、挙行の順序を措置し、以て大政の嚮ふ所を公示し、人民をして廟議の一なるを知らむべし¹⁴⁵⁾

大隈参議の急進の意見は薩長閥の容れるところとならず大隈罷免¹⁴⁶⁾ という明治14年の政変が起きたが、国会開設運動の激しさから、明治14(1881)年10月12日、藩閥政府¹⁴⁷⁾ は遂に10年後の明治23(1890)年をもって国会を開設するという詔勅を出さざるを得なかった。

国会開設の勅諭

我祖宗天臨して上に在り、遺烈を揚げ、洪模を弘め、古今を交通し、断じて之を行ふ、責朕が躬に在り。將に明治二十三年を期し、議員を召し、国会を開き、以て朕が初志を成さんとす。今在廷臣僚に命じ、假すに時日を以てし、計画の責に当らしむ。其組織権限に至ては、朕親ら衷を裁し、時に及で公布する所あらんとす。

144) 大隈の国会開設奏議は交詢社の矢野文雄が作り、明治14(1881)年3月に出されたが、同じころ矢野文雄が中心になって交詢社の「私擬憲法案」を作成していた。両者は内容的に関連し、国会開設前に憲法を制定できるよう私擬憲法案を準備し大隈の国会開設奏議を援護していた。山中編(2003)46頁、吉野編第3巻(1929)433頁以下

145) 三宅第2巻(1950)141頁

146) 大隈のみならずその一派と見做された太政官大書記官矢野文雄や牛場卓蔵・犬養毅・尾崎行雄・中上川彦次郎・小野梓・島田三郎・田中耕造・牟田口元学・中野武宮・小松原英太郎・森下岩楠ら各省の書記官も免官となった。また、農商務卿河野敏鎌・駅通総監前島密・判事北畠治房も罷免された。三宅第2巻(1950)145-146頁

147) 木戸が明治10(1877)年5月に死亡し、同11年5月に大久保が死亡した。その後、長州の参議伊藤博文と薩摩の参議黒田清隆が組み、明治14(1881)年10月、肥前の参議大隈を罷免したことにより、政変後の政府の参議は伊藤博文(長)・山県有朋(長)・井上馨(長)・山田顕義(長)・西郷従道(薩)・松方正義(薩)・大山巖(薩)・川村純義(薩)・福岡孝悌(土)・佐々木高行(土)・大木喬任(肥)となり、長州4・薩摩4・土佐2・肥前1で、薩長藩閥政府色が一層鮮明になった。佐々木(1992)144頁

(6) 政党の結成

自由民権運動は、北海道官有物払い下げに猛烈に反対し政府にこれを中止させたこと¹⁴⁸⁾ 国会開設の時期を明らかにさせたことでその目的を達し、多くの自由民権家は「遂にやった」と喝采を叫び祝杯を挙げた。

明治14(1881)年10月、国会期成同盟第3回大会の相談会で、今度は国会開設に備えて政党を結成する方針が決められ、同月18日、東京浅草に52名のメンバーが集まり組織・盟約・規則を審議するため会議を重ねて、同月29日、板垣を総理とする「自由党」を結成するに至った¹⁴⁹⁾

自由党組織趣意書

自由は人の天性なり。自由を保つは人の大道なり。然るに人為の権力は動もすれば天賦の自由を抑制し、其自然を損害し、其権利を保全する能はざらしめ、吾輩人民の最も貴重すべき生命財産の安固も之を維持するに由なく、挙げて主治者の左右する所に任ず、其危殆なること、実に薄氷を踏むが如し。思ふて此に至るときは、未だ嘗て惕然として寒心せずんばあらざる也¹⁵⁰⁾

自由党盟約

第一章 吾党は自由を拡充し権理を保全し幸福を増進し社会の改良を図るべし。

第二章 吾党は善美なる立憲政体を確立することに尽力すべし。

第三章 吾党は日本国に於て吾党と主義を共にし目的を同くする者と一致競合して以て吾党の目的を達すべし¹⁵¹⁾

自由党規則

第一章 東京に中央本部を設け、地方に地方部を置く。其地方部は各自地方の名称

148) 政府は、明治14(1881)年10月12日、北海道開拓使庁に対し「今般其使官有物払下聞届の儀及指令置候處、詮議の次第有之、取消候條此旨相違候事」と伝え、官有物払い下げを中止させた。

149) 自由党の創立と同じころ、大阪で活躍していた自由主義者草間時福・古澤滋・小島忠里らは、明治14(1881)年11月、近畿自由党改め立憲政党を組織し板垣に総理就任を求めたが、中央において自由党が結成されその総理に板垣が就任したため、自由党に相談したところ同党は自由党の拡張であるからその要請に応ずべきであるとして中島信行を推薦したので、立憲政党の総理に中島が就任した。立憲政党が組織された後、九州の自由主義者たちも、明治15(1882)年3月、熊本に集まり九州改進黨を結成した。名称は改進黨であるが、その後大隈らにより創設された立憲改進黨とは異なり、自由党の別動隊であった。尾佐竹(下)(1939)621頁以下、鹿児島県弁護士会編(2004)41頁

150) 三宅第2巻(1950)148頁

151) 佐々木(1992)146頁、三宅第2巻(1950)148頁

により自由党何部何某と称すべし。

第二章 党中に於て総理（一名）副総理（一名）常議員（若干名）幹事（五名）を公撰し、自由党全体に係る事務を管理せしむ。¹⁵²⁾

総理以下選挙された役員は、次のとおりであった。

総理板垣退助（高知）・副総理中島信行（高知），常議員は後藤象二郎（高知）・馬場辰猪（高知）・末広重恭（愛媛）・竹内綱（高知）で、幹事は大石正巳（高知）・内藤魯一（愛知）・林正明（高知）・林包明（高知）・山際七司（新潟）であった。

自由党は、フランス流急進主義の傾向をもっていた。板垣は、自由党結成後の明治15（1882）年4月6日、自由党総理として全国遊説の途中、静岡・名古屋を経て岐阜に入り金華山麓神道中教院の自由党懇親会で演説を終えて会場を辞さんとしたとき、短刀を隠し持った小学校教員相原尚襲に襲われた。板垣は胸部等を短刀で刺されて負傷したが「板垣死すとも自由は死せず」といい¹⁵³⁾自由党代表者としての気魄をみせ世の同情と賞賛を得た。

明治15（1882）年6月12日の自由党臨時会議で役員改選、総理板垣退助、常議員は馬場辰猪・大石正巳・末広重恭（愛媛）・林和一（東京）・免許代人大井憲太郎（東京）・同代言人北田正董（大阪）・竹内綱で、幹事は林包明・宮部襄（群馬）となった。当初は、高知の役員が多かったが、次第に他県出身の役員が増えはじめ、明治17（1884）年3月13日の役員改選と規則改正で、総理板垣退助・諮問（常議員は廃止され諮問となる）大井憲太郎（東京）・免許代行人星享（東京）・片岡健吉（高知）、幹事は杉田定一（福井）・加藤平四郎

152) 升味（1965）306頁

153) 板垣が言った「板垣死すとも自由は死せず」ということばは、刺客相原に向かって言ったのか、介抱した内藤魯一に言ったのか議論があるが、当時現場にいて板垣の傍に駆けつけた竹内綱は、板垣が刺客の難に遭ったとき群集騒然となったが、板垣はこれを制し「退助は死すとも自由はしせず。諸君勉めよや」と言い、この悲壮慷慨のことばを聞いた者は皆感憤興起したという。「板垣死すとも」云々のことばは、介抱者に向かって述べたというのが事実のようである（尾佐竹（1998）252-255頁）。犯人は起訴され明治15年1月1日から施行されたボアソナード刑法（いわゆる「旧刑法」）及び治罪法に基づいて岐阜重罪裁判所で刑事裁判が行われ、同裁判所は、同年6月、被告人相原に対し、謀殺未遂罪として無期徒刑に処した。裁判所百年史（1990）47頁

(岡山)・佐藤貞幹(神奈川)と殆ど他府県出身の役員構成となり、自由党は次第に全国組織になっていった。そして、免許代言人の大井憲太郎と星亨が諮問となり、同代言人北田正堇が神奈川地方の巡回責任者、星が千葉・茨城方面の巡回責任者、大井が関東5県(群馬・栃木・茨城・埼玉・千葉県)の常備員になった。免許代言人の中島又五郎や大岡育造も率先して自由党に参加した。また、全国各地で自由民権運動を引っ張っていた免許代言人らも新しく結成された自由党に加入する者が多く、免許代言人が自由党をリードするようになっていったのである。

これに対し、明治15(1882)年4月16日に、明治14年の政変で下野していた大隈重信・河野敏鎌・前島密・矢野文雄・小野梓らを中心とする「立憲改進黨」が結成された。

立憲改進黨組織趣意書

幸福は人類の得んことを期する所なり。然れども少数専有の幸福は、我党之に興せず、蓋此の如きの幸福は所謂利己のものにして、我党の冀望する王室の尊榮と人民の幸福に反すればなり。王室の尊榮と人民の幸福は、我党の深く冀望する所なり。然れども一時の尊榮幸福は、我党之を欲せず。蓋斯の如きの尊榮幸福は所謂頃刻のものにして、我党の希望する無窮の尊榮幸福に反すればなり。是を以て若し一二私党の我帝國を専らにし、王室の尊榮と人民の幸福を蔑にし、目前の苟安を偷、遠永の禍害を顧みざるものあらば、我党は之を目して以て公敵と為さんとす。我党は実に王室の無窮に保持すべき尊榮と、人民の遠永に享有すべき幸福を冀ふの人を以て此政党を團結せんとす!⁵⁴⁾

立憲改進黨綱領

- 一 王室の尊榮を保ち人民の幸福を全うする事。
- 二 内治の改良を主とし国権の拡張に及ぼす事。
- 三 中央干渉の政略を省き地方自治の基礎を建つる事。
- 四 社会進歩の度に随ひ選挙権を伸闊すること。
- 五 外国に対し勉めて政略上の交渉を薄くし通称の関係を厚くする事。
- 六 貨幣の制は硬貨の主義を持する事!⁵⁵⁾

総理は大隈重信が選任され、大隈の指名により掌事として小野梓・牟田口元

154) 三宅第2巻(1950)161-162頁

155) 佐々木(1992)149頁、三宅第2巻(1950)162頁

学・春木義彰が選任され立憲改進黨の指導部が成立した。自由党に比べて少数精鋭の指導部であった。立憲改進黨は、自由党と政府の中間的存在でイギリス流立憲主義の傾向をもっていた。

立憲改進黨に参加した免許代言人は、岡山兼吉・砂川雄峻・山田喜之助・磯部醇・鳩山和夫・角田真平らであった¹⁵⁶⁾ 立憲改進黨が結成されるに及んで、全国各地の免許代言人も立憲改進黨に加入する者が多く出てその重要な担い手となった。

このように相前後して結成された自由党と立憲改進黨は、政治路線の違いから衝突が生じ、その後次第に両党の対立抗争関係は激しくなっていった¹⁵⁷⁾

明治15(1882)年3月、伊藤博文及び随行員らは憲法調査のためにヨーロッパへ出発したが、同年11月に自由党の板垣・後藤がフランス等の国情の視察に出かけた。立憲改進黨は、その洋行資金は政府から出たものと攻撃し、他方、自由党は、立憲改進黨は三菱のひも付きで偽党であると激しく批判し双方が泥仕合を演じた。

中央における両党の対立抗争の影響を強く受けた地方では、自由党に属する免許代言人と改進黨に属する免許代言人とが、事件をめぐって激しく対立することがあった。自由党の免許代言人は自由党の勢力が強い地域で起きた事件の代理人となり、改進黨の勢力の強い地域では改進黨に属する免許代言人が代理人となった。伊豫の国長浜町に本社を置く海運会社の騒動事件はその例の一つである。海運会社の本社は長浜町にあり、その支店は郡中町にあった。両町は有数の港町で大阪・東京・門司・鹿児島等に航路をもち繁盛していたが、支店のある郡中側が利益の独り占めを策し密かに長浜側の株の買占めを謀り内紛が起きた。長浜町は改進黨の錚々たる闘士が度々演説に来て勢力を張っていたが、郡中町は自由党の地盤であった。長浜本社側は改進黨の免許代言人高須峯造がつき、郡中支店側は自由党の免許代言人藤野政高がついた。高須は県会改

156) 大日方(1991)194頁,230頁,400-403頁

157) 佐々木(1992)153頁以下,三宅第2巻(1950)195頁以下

進党のリーダーであり、藤野は県会自由党の指導者で、両者は互いに県会で対立関係にある政敵同士であった。

長浜本社側・郡中支店側は、それぞれ多数の侠客壮士たちを雇っていた。長浜側と郡中側はいずれも結束し対立は先鋭化していった。長浜側の免許代言人高須は郡中側と闘って黑白を決すべきであると主張し役員らと対抗策を練っていたとき、郡中側の侠客壮士たちが日本刀を抜き放って殴り込みをかけてきた。その騒ぎを聞いて駆けつけた長浜側の侠客壮士たちも日本刀を振り回して渡り合い双方とも多くの怪我人が出た。この喧嘩騒動は広く世間に知れ渡った。事件の結末は、株の買占めに成功した郡中側に凱歌が上がり、海運会社の本社は郡中町に移転し、郡中側が実権を握った¹⁵⁸⁾ 株式会社による会社の支配という近代的問題に、会社役員・免許代言人政治家・侠客壮士ら新旧勢力が入り混じってぶつかり合った時代であった。このような状況であったから、自由党・改進黨に所属する各地の免許代言人は互いに対抗意識をもち、顔を会わせても殆ど口をきかない、民事法廷でも当事者本人以上にエキサイトして論争し合うという光景が見られた。同様の対立関係は、大正から昭和の戦前に至る政友会・民政党の抗争時代にも見られ、所属政党の異なる弁護士間では殆ど口を利かず、法廷で激しく論争し合った¹⁵⁹⁾ 免許代言人・弁護士が、政治家を兼ねた時代の特徴である。

藩閥政府は、自由党・改進黨に対抗させるために、明治15(1882)年3月18日、福地源一郎(桜痴)を党首とする御用政党「立憲帝政党」を組織させたが、社会的基盤がなかったため支持は広がらなかった。

(7) 自由民権運動の免許代言人の受難事件

免許代言人は、中央のみならず地方においても代言業務に取り組みながら、人民の自由と人権伸張のために政治結社を作り或いはこれに参加し、政談演説

158) 水野(1935)195頁以下

159) 自由と正義(1976)片岡9頁

会を開催し新聞を発行するなど自由民権運動の先頭に立って活動した。これを規制しようとする藩閥政府の弾圧立法のために、免許代言人が処罰投獄された例も少なくなかった。

静岡は、明治時代の始めにいち早く洋学者中村正直によってイギリスの開明思想が紹介され普及したところである。中村は慶応2（1866）年幕府のイギリス留学生の監督として渡英し、維新のため明治元年に帰国、静岡学問所の教授となった。彼は帰国の際に取得したサミュエル・スマイルズの「Self Help」を翻訳し、明治3（1870）年11月、静岡で「西国立志篇」の題名で出版し当時最大のベストセラーとなり、増刷が間に合わないほど多くの人々に読まれた。中村が教える静岡学問所¹⁶⁰⁾や西周が頭取（校長）を務める沼津兵学校¹⁶¹⁾は、明治元(1868)年に設立された近代的な学校で、教授陣には啓蒙思想家が多く、学生は向学心に燃え勉学に励んだ。これらの学校は、開明思想の普及活動の中心として大きな役割を果たした。啓蒙思想は個人の自覚を促し、自由民権運動の原動力となったのである。

明治12（1879）年になると静岡県内に「参同社」^{きほう}、「己卯社」^{えきし}、「益志社」^{えきし}、「扶桑社」^{えきし}、「共済社」^{えきし}、「愛郷社」^{えきし}、「岳東社」^{えきし}、「立権社」^{えきし}、「伸権社」^{えきし}、「沼津観光社」^{えきし}など多くの政治結社ができた。その中で政談演説を目的とした結社が、免許代言人前島豊太郎の「静陵社」だった¹⁶²⁾

静岡の自由民権運動で活躍する免許代言人は、集会結社の自由を大幅に制限する讒謗律や集会條例などにより処罰される事件に遭った。

① 角田真平事件¹⁶³⁾ — 不応為罪

静岡県沼津の免許代言人角田真平は、明治13（1880）年3月1日、沼津駅近くの丸子神社で公然聴衆を集めて「地方の概況」と題して政談演説を行い、その中で沼津区裁判所の勧解は変じて圧制となり、区裁判所の官吏は証拠法の

160) 静岡県（1968）133頁，151頁

161) 静岡県（1968）135頁

162) 静岡県（1968）165-166頁

163) 手塚（下）（1986）369頁以下

如きも知らず判決は勝手に分量で勝手な事柄を正理なりと見誤ることもないとはいえないなどと批判した。この言辞を捉えて臨場していた警察官が告発した。

静岡裁判所は、明治13(1880)年5月24日、沼津区裁判所の官吏の職務に関し讒毀するもので、讒謗律第1條及び第4條に違反したとして罰金十円を言い渡した。

讒謗律(太政官布告第110号¹⁶⁴⁾)は、明治8(1875)年6月28日に制定された全文8條からなる言論統制法である。讒謗(讒毀誹謗の略語で他人の悪口を言うこと)を禁じたものであるが、実際には民権派の言論活動を規制し官僚批判を封じるためのものであった。

静岡裁判所は、免許代言人角田の行為は讒謗律第1條及び第4條の罪に該当するといっているのである。それでは讒謗律とはどのようなものであったのか。

讒謗律御定の事

讒謗律別冊之通被定候條此旨布告候事

第一條 凡そ事實の有無を論せず人の榮譽を害すへきの行事を摘発公布する者之を讒毀とす人の行事を挙るに非すして悪名を以て人に加へ公布する者之を誹謗とす著作文書若くは書函肖像を用ひ展観し若くは発売し若くは貼示して人を讒毀し若くは誹謗する者は下の條別に従て罪を科す

第二條 第一條の所為を以て乘輿を犯すに渉る者は禁獄三月以上三年以下罰金五十円以上千円以下(二罰並せ科し或は偏へに一罰を科す以下之に倣へ)

第三條 皇族を犯すに渉る者は禁獄十五日以上二年半以下罰金十五円以上七百円以下

第四條 官吏の職務に関し讒毀する者は禁獄十日以上二年以下罰金十円以

164) 橋本編(1966)第2巻(巻五)85-86頁

上五百円以下誹謗する者は禁獄五日以上一年以下罰金五円以上三百円以下

第五條 華士族平民に対するを論せず讒毀する者は禁獄七日以上一年半以下罰金五円以上三百円以下誹謗する者は罰金三元以上百円以下

第六條 法に依り検官若くは法官に向て罪犯を告発し若くは証する者は第一條の例にあらず其の故造誣告したる者は誣告律に依る

第七條 若し讒毀を受るの事刑法に触るる者検官より其事を糾治するか若くは讒毀する者より検官若くは法官に告発したる時は讒毀の罪を治むる事を中止し以て事案の決を俟ち其の被告人罪に座する時は讒毀の罪を論せず若し事刑法に触れずして単へに人の榮譽を害する者は讒毀するの後官に告発すと雖も仍ほ讒毀の罪を治む

第八條 凡そ讒毀誹謗の第四條、第五條に係る者は被害の官民自ら告るを待て乃ち論す

讒謗律を適用した静岡裁判所の判決に対し、検察側が被告人の行為は讒謗律ではなく、新律綱領・改定律例の雑犯律不応為條に問うべきで擬律を誤っていると大審院に上告した。明治13(1880)年当時、刑事裁判は二審制で地方裁判所の判決に対する不服申立は、大審院に対してする(控訴上告手続第28條、第29條)ことになっていた。

大審院は検事の上告を入れて、明治13(1880)年8月9日、静岡裁判所の判決を覆し、讒謗律には演説を以て人の榮譽を害し又は官吏の職務に関し讒毀する者を罰する明文の規定がないので、雑犯律不応為條により不応为重きに問い懲役七十日贖を聽し贖罪金五円二十五銭を申付けるとの判決を言い渡した¹⁶⁵⁾

讒謗律が制定された当時、自由民権運動に用いられたのは新聞雑誌など出版物であり¹⁶⁶⁾ 政談演説は未だ普及していなかったから、讒謗律は演説を予想し

165) 手塚(下)(1986)385頁以下に静岡裁判所の判決・検察の上告状・大審院の判決が収録されている。

ておらずこれを含んでいなかったのである。明文の規定がない以上、讒謗律が適用されないのは当然のことであるが、新律綱領・改定律例に不応為罪があったからこれを適用したのである。罪刑法定主義からすれば、被告人の行為はいずれも適用がなく罰すべきものではないが、当時の刑律独自の不応為罪を適用して自由民権運動を規制したのである。

② 前島豊太郎事件¹⁶⁷⁾ - 讒謗律

静岡の免許代言人前島豊太郎は、明治12(1879)年に設立した「静陵社」を拠点に、「東海 暁 鐘 新報」^{ぎょうしょう}を発行し自由民権思想の普及に努めるとともに、政談演説会を活発に行っていた。前島はのち士族や豪農を加えて「岳南自由党」を創設した。この当時の静岡の免許代言人は、殆ど自由民権論者であった。

明治14(1881)年10月8日夜、前島は静岡寺町の劇場小川座において約200名の聴衆を集め「事物変遷論」という演説をした。免許代言人深浦藤太郎も「知識交換の説」という政談演説をした。

前島は演説の中で、世間の万事万物はみな時の流れにより変わっていくものである。古歌に「世の中に変わり易きはあすか川昨日の淵が今日の瀬となる」とある。天道説が地道説に変わったように人間社会も時の流れとともに変る。宇内万国の政事を見ても、イギリス・オーストリアなどは君民同治の政体、アメリカ・フランスは共和政治であり、日本・支那・ロシアは君主専治の政体となっている。明治元年戊辰三月に五箇條の誓文が出て万機公論に決すべきこととなり、明治8年には断然立憲の政を確定するとの布告がある上は、最早今日の政体は立憲政体、すなわち、君民同治の政体でなければならず、他に天下の人心を統轄してこれを心服させる策はない旨を述べた。

この演説の内容は、自然界に対する認識の変化・世界の政治政体の趨勢・明治始めの五箇條の誓文・漸次立憲政体樹立の詔書を踏まえたもので、その当時最も進んだ考え方を示すものであった。

166) 手塚(下)(1986)369頁

167) 自由と正義(1976)大蔵48-52頁, 手塚(下)(1986)369頁

前島は君主専治について「和漢古来の歴史に徴するに、天子は賊徒と諸君も知らる蜂須賀小六の騷擾に乗じて一国の太守となられたると大小の別あれども、何れも腕力を以て国を取りたるものなれば、是より君主専治の政体となり」と述べた。

この演説が終わって自宅に帰り夜まさに就寝しようとしたとき、静岡警察分署の巡查2名が来て署まで演説の筋書を持参して出頭するようにといった。前島は取敢えず出頭したところ、川上警部は「小川座演説においてその方天子様を一大賊徒なりと演説せしかその天子様は何れを指すか」問い質し、前島は同日午後11時ころ、讒謗律の乗輿讒謗罪に当たるとして逮捕され、静岡県の宮村監獄本署に引致され「其方儀犯罪のあるを以て未決監に差入る左様心得よ」と言い渡された。前島の容疑は、前記讒謗律第2條（「第1條の所為を以て、乗輿を犯すに渉る者は、禁獄三月以上三年以下、罰金五十円以上千円以下（二罰並せ科し、或は偏へに一罰を科す、以下之に倣へ）」）の罪に該当するというのである。乗輿とは天皇のことである。

免許代言人前島は、明治14（1881）年12月に静岡裁判所で裁判を受けることになった。治罪法施行前だから未だ弁護人というものはない。彼自身が孤軍奮闘せざるを得なかった。同年12月11日、看守に護衛されて静岡裁判所の刑事の法廷に呼び出された。裁判長松岡康孝が正面に着座、その右に検事高津雄介が着座し、その後ろに警部玉取敷明、その他判事補など数人が着座していた。

検事は被告人が乗輿を讒謗するに亘る演説をしたと告げ、刑事裁判が始まり裁判長の尋問があった。そして、同年12月23日、早くも判決言い渡しがあった。

静岡裁判所明治14年12月23日判決

其方儀明治十四年十月八日静岡寺町小川座劇場に於て聴衆を集め演説を為したる際、乗輿を讒毀するに渉る事を説述したる覚えは無之旨陳弁すと雖も、現場監臨したる警察官静岡県四等警部香取新之助外二名に於て、其方が事物の変遷と題し乗輿を讒毀するに渉る演説を為したる事を確實に聴取りたる旨証告あり。而して其方は、該演説中蜂須賀小六に比したる神武天皇を指したるものなりと陳供し、且其方は演説を為したる時案頭に置きたる演説筋書中に、老子の所謂盜財者賊国者王等の語ありて警察

官の証告に照応するものあるに拠り、右演説中妄誕無稽の臆説を述べ乗輿を譏毀したるものと断定す。依って讒謗律第二條に照し禁獄三年罰金九百円申付る。

讒謗律第2條の法定刑は、禁獄三月以上三年以下、罰金五十円以上千円以下であるから、禁獄の最高刑、罰金も最高額に近いものであった。

前島はこの判決を不服として大審院に上告した。前島の上告理由は、次のとおりであった。

上告理由要旨

- 1 警部香取新之助外2名の告発状は、演説内容が徹頭徹尾天子を一大賊徒と譏毀したとしているが冤枉も甚だしい。警官が申立てるように現場において徹頭徹尾至尊を譏毀したならば、なぜ集会條例に照らして演説の中止解散を命じなかったのか。虎岩武の如き青年輩の供述調査や菓子屋の丁稚の供述調査は、警部が自分の言を実践しようとして巧みに冤枉を逞しくしたもので、虎岩武外1名は警部から尋問を受けて差出した体の書面で到底信用できるものではない。静岡市中に演説を傍聴した196人(傍聴券を数えたときの数)の多衆に聴いて正否を決すべきで、静岡裁判所は敢えてそれをせず一、二の証人だけで裁断したのは不法の処断である。
- 2 自分が演場において言った天子とは、神武天皇が腕力で天下を治めたということであって、今上天皇を指すものではない。賊徒とは蜂須賀小六を指すのであり、牽引付会して賊徒の語気を至尊に及ぼしたのは警官でありこれまた冤枉である。裁判所は警官の冤枉を不問にしその言のみ信用したのは偏頗も甚だしい。至尊を譏毀して国会開設を希望することは前後矛盾の演説となる。
- 3 老子の語は、演説筋書には記載していたが、演場において演説したものではない。演説で述べなかった筋書であるのにこれさえ警官の手に入れば譏毀したとする。演説と新聞紙上の説とは性質が異なり、筋書に何か書いていたとしても演説で述べなければ、決して律に問うべきではない。静岡裁判所が老子の一語をもって処断したのは不法の処断である。

追加の不服申立

- 1 仮に演説が皇祖を譏毀しているとしても、決して讒謗律を適用すべきでない。同律第一條は著作・文書・書函・肖像の展観・発売・貼布が禁止されているのであって、明文のない演説にこの適用はない。
- 2 仮に演説にも讒謗律の適用があるとしても、^{じょうよ}乗輿とは今上天皇を指すことばであり、皇祖或いは御歴代を指すものではない。仮に神武天皇を譏毀したとしても、乗輿を譏毀したことにはならない。

前島の上告理由は、いずれも正当というべきである。特に追加1の理由は罪

刑法定主義の考えを述べたもので、讒謗律第1條の構成要件に演説は含まれていないと主張している。彼が大審院に不服申立をしたのは、明治14(1881)年12月26日であった。この時はまだ新律綱領・改定律例の断罪無正條につき援引比附・不応為を認めていたが、僅か数日後の明治15(1882)年1月1日、下記のとおり、罪刑法定主義を定めた刑法(いわゆる「旧刑法」)が施行されたのであった。

第二條 法律に正条なき者は、何等の所為と雖も之を罰することを得ず。

第三條 法律は頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ず。

若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者は、新旧の法を比照し、輕きに從て処断す。

前島の申告に対する大審院の弁明は、次のとおりであった。

弁明

本案の被告人即ち申告人か申告の要点を約言すれば、静岡県警部香取新之助外二名の証告書は冤枉の甚しき者なるに其冤枉たるを究めずして処断せしは不当なりと論弁し而して其論弁の言を觀るに「果たして警官か申立る如く乘輿を讒毀せしものなれば何ぞ集会條例に照して解散せざるや今回の冤枉の源因は他に存する所あれとも今更鄙怯の渉るを以て明言不仕」とありて相当官吏の証告書に對せし反對の確証を呈供せざる者とす又申告人に於ては演説は讒毀誹謗に非ず皇祖は乘輿の外なりと論弁すれとも共に法律の見解を誤るものとす。故に原裁判所か讒謗律に比擬し処断せしは不法の裁判と為すことを得ず。

大審院は、明治15(1882)年3月17日、このように述べて静岡裁判所が前島豊太郎に言渡した裁判は破棄すべき理由がないので、申告状を却下する旨判決したのである。

判決前段は、官吏の証告書に対する反証の提出がないとしているが、静岡裁判所で裁判を受けているとき、前島は勾留されており証人を探すこともできないし、治罪法施行前で弁護人もいない。被告人が反証を提出せよということ自体無理な要求であった。判決後段は法律の見解を誤るものというだけで、讒謗律第1條には演説の明文がなくこの規定は適用がないとする前島の明確な申告理由に何ら答えていない。

角田真平事件の演説については、讒謗律の適用を否定し不応為罪を適用し贖罪金五円二十五銭ですんだ。前島事件については、大審院に係属中に実施されるに至った刑法の罪刑法定主義の精神を遡及的に適用すれば無罪、そうでなくても行為時の不応為罪であるはずであるが、何らの説明もなく、讒謗律を無理やり適用して禁獄三年罰金九百円とした。

角田事件が起きたのは明治13(1880)年3月1日で、前島事件が起きたのは翌14(1881)年10月8日であり僅か1年半余りの違いなのに、角田は贖罪金五円二十五銭、前島は禁獄三年罰金九百円であった。この判決の大きな違いはなぜ生じたのであろうか。

皇族に対する罪は、明治3(1870)年の新律綱領にも明治6(1873)年の改定律例にも存在しなかった¹⁶⁸⁾ところが、岩倉使節団の帰国組政府は、天皇制絶対主義国家を目指すようになっていたから、旧刑法に皇族に対する罪(不敬罪)を置いた。それは「皇族に対し不敬の所為ある者は、二月以上四年以下の重禁錮に処し、壹拾円以上壹百円以下の罰金を附加す」(第119条)というものであった。大審院は、訴訟係属中の、明治15(1882)年1月1日、この不敬罪が効力を生じたことを当然意識したに違いない。同法第3条により遡及処罰は禁止されているから不敬罪は適用できない、不応為罪を適用するとその刑の差はいかにも大きすぎる。

司法省は、明治13(1880)年5月、改正代言人規則を制定し免許代言人に代言人組合を作らせ司法省のもとにある検事を通して監督規制し、それまでの代言人結社を解散させて自由民権運動を押え込もうとしていた。他方、この当時の大審院の地位は北海道開拓使の上ではあるが、諸省より下に置かれていた。司法卿は大審院以下の裁判官の監督権と人事権を握っていたし、官制上大審院は司法省の下にあった。大審院は疑義ある事項について司法省宛て伺いを

168) 参議副島種臣が、新律綱領の編纂中に、皇族に対する罪のごとき「不祥(不吉)の条規は全然不必要である」と大喝して削除を命じた。そのため新律綱領にも改定律例にも皇族に対する罪はなかったのである。松山大学論集第21巻1号(2009)拙稿293頁

出していたし、事案により司法省は太政官に伺い出ていたから、大審院は司法省の意向（司法省を通じて太政官の意向）を受けざるを得なかった。

これらの事情を総合考慮すると、司法省の意向が何らかの形で大審院に伝えられた可能性がある。そのため大審院は、被告人に合理的な説明のできないまま強引に讒謗律を適用し、前島に対する静岡裁判所の禁獄三年罰金九百円の判決を確定させたと考えざるを得ない。

旧刑法の罪刑法定主義「法律に正条なき者は、何等の所為と雖も之を罰することを得ず」（第2條）、「若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者は、新旧の法を比照し、軽きに從て処断す」（第3條）を適用すれば、無罪か或いは不応為罪程度であったはずである。

手塚『明治刑法史の研究』は、出版物以外には讒謗律を適用しないという正しい見解を堅持してきた大審院が最後の段階でそれをゆがめたことは惜しまれるが、明治15年当時、「法による裁判」が未熟の状態であったことを示すと同時に、自由民権運動に対する政府のつよい姿勢が、裁判を通じて露骨にあらわれたと考えることができるといっている¹⁶⁹⁾

前島事件に関する大審院判決は、裁判所の独立が未だならず、法律上合理的な説明ができないうまま、結局、政治的な判断をしたものであった。

前島はもとより納得せず再審の申立てをして闘ったが、大審院はまたも再審の原由なしとして棄却した。彼は入獄中一身不乱に読書を業とし、明治18(1885)年2月25日、出獄した。そして、明治22(1889)年2月11日、憲法発布による大赦令で代言人資格を回復し、その後も彼は免許代言人として人権擁護のために尽くした。

(8) 政党活動と弾圧立法

自由民権運動をリードした民権家の多くは、都市・地方の別なく各自政治結

169) 手塚(下)(1986)376頁

社に所属して人民の自由と権利のために闘った。藩閥政府は、政治結社による政府批判の自由民権運動が全国的に拡がり勢力を一層拡大していることに危機感を持ち、明治8(1875)年6月、讒謗律・新聞紙條例を制定し、明治13(1880)年4月には集会條例を制定してこれらの運動を取締り押え込もうとした。政府の国策が軌道に乗り始めるにしたがいこれに批判的な勢力を弾圧排除しようと政府が自己保身に動くのは権力をもつ者の本能であり、それ故に自己閉鎖性に陥り権力が腐敗していくことを示すものであった。明治14(1881)年7月、薩閥の黒田清隆が薩摩の政商五代友厚らの関西貿易社に北海道開拓使官有物を極めて廉価に払い下げようとした事件、自由民権運動に同情的な佐賀の大隈重信を薩摩(黒田)長州(伊藤博文)が手を組んで政府から追放した明治14年の政変はその一端を示すものであった。

薩長藩閥政府は、明治15(1882)年6月になると集会條例を改正し、政談演説会や結社をする場合は、事前に警察に届出て認可を受けること、警察官が会場を監視し集会解散権を有すること、政治結社の支部の設置を禁止し結社間の連合を禁止するなど結社に対する一層の統制弾圧を強めた。

各地の結社は愛国社に結集し、更に国会期成同盟となり、自由党へと発展した。これとは別に立憲改進黨が結成された。各政党の党首や黨員らは、全国遊説を続け都市から地方にいたるまでその勢力を拡大した。

政府による取締弾圧強化と政党間の路線の違いより生じた競争対立非難合戦により、政党運動は後退することになったが、他方、取締弾圧強化の反動として急進化・先鋭化した政黨員らによる政治的事件が多発した。明治15(1882)年の福島事件、翌16(1883)年の高田事件、明治17(1884)年の群馬事件・加波山事件・名古屋事件・秩父事件・飯田事件・明治18(1885)年の大阪事件・明治19(1886)年の静岡事件などである。

ボアソナードが起草した治罪法が、明治15(1882)年1月1日から施行され、免許代言人は刑事弁護をすることができるようになった。

治罪法第二百六十六條

被告人は、弁論の爲め弁護人を用ふることを得。

弁護人は、裁判所所属の代言人中より之を選任す可し。

これにより免許代言人は、自由民権運動に関連して起きた多くの政治的難事件の刑事弁護にめざましい活躍をすることになるのである。

結 び

自由民権運動は、藩閥政府との政治上の闘いであった。人民の自由と権利の確保のために自由民権運動をリードする免許代言人・民権家らは、これを押え込もうとする政府の弾圧立法により投獄される者が多かったが、それにひるむことなく自由民権運動を続けた。我々はここに偉大な明治人の気概を知ることができるのである。

今回は、明治時代中期の自由民権運動から発展した政党運動の中で起きたこれら自由民権裁判、明治憲法制定、民法典論争、大津事件などについて検討したい。

参 考 文 献

- 朝尾直弘教授退官記念会（編）飯塚一幸「裁判制度形成期の代言人と地域」、『日本社会の史的構造 近世・近代』思文閣（1995）
- 朝日ジャーナル（編）福島新吾「大井憲太郎」、『日本の思想家2』朝日新聞社（1963）
- 石井良助（編纂）開国百年記念文化事業会（編）『明治文化史2 法制』原書房（1980）
- 石躍胤央・北條芳隆・大石雅章・高橋啓・生駒佳也『徳島県の歴史』山川出版社（2007）
- 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』岩波書店（1967）
- 家永三郎（編）「大井憲太郎 植木枝盛 馬場辰猪 小野梓集」『明治文化全集12』筑摩書房（1973）
- 稲田雅洋（2000）『自由民権の文化史』筑摩書房（2000）
- 岩田新『日本民法史』同文館（1928）
- 愛媛新聞メディアセンター（編）『発掘えひめ人ー近代を拓いた101人ー』愛媛新聞社（2002）
- 愛媛弁護士会『愛媛弁護士会史』愛媛弁護士会（1980）
- 江村栄一『憲法構想』日本近代思想体系9、岩波書店（1989）
- 大井憲太郎訳『佛国政典』司法省（1873）
- 大野正男（編）「弁護士の団体」、『講座現代の弁護士2』日本評論社（1970）

- 大蔵敏彦「静岡の免許代言人第一号前高島太郎の生涯」、『自由と正義第27巻第8号』日本弁護士連合会（1976）
- 荻慎一郎・森公章・市村高男・下村公彦・田村安興『高知県の歴史』山川出版社（2001）
- 荻山虎雄・島田武夫・小林俊三・辻誠・色川幸太郎・岡崎一夫・猪股浩三・鍛冶良作・鈴木信雄ほか「弁護士制度百年の歩み その1 現行弁護士法制定まで」、『自由と正義第26巻第8号』日本弁護士連合会（1975）
- 荻山虎雄「弁護士制度百年の変遷」、『自由と正義第26巻第8号』日本弁護士連合会（1975）
- 奥平昌洪『日本弁護士史』有斐閣書房（1913）
- 大槻文彦『箕作麟祥君傳』丸善（1907）
- 尾佐竹猛『明治秘史疑獄難獄』批評社（1998）
- 尾佐竹猛『日本憲政史大綱上巻』日本評論社（1938）
- 尾佐竹猛『日本憲政史大綱下巻』日本評論社（1939）
- 鹿児島県弁護士会（編）『鹿児島県弁護士会史』鹿児島県弁護士会（2004）
- 古賀正義（編）『弁護士の業務・管理』講座現代の弁護士3日本評論社（1970）
- 小林俊三『私の会った明治の名法曹物語』日本評論社（1973）
- 最高裁判所事務総局『裁判所百年史』（1990）
- 坂元忠芳・柿沼肇（編）『社会運動と教育』近代日本教育論集第二巻，国土社（1969）
- 佐々木克『日本近代の出発』日本の歴史17，集英社（1992）
- 塩谷順耳・富樫泰時・熊田亮介・渡辺英夫・古内龍夫『秋田県の歴史』山川出版社（2001）
- 潮見俊隆（編著）『日本の弁護士』法学セミナー増刊日本評論社（1972）
- 静岡県の百年編集委員会（編）『静岡県の百年』静岡県（1968）
- 島津豊幸（編著）『愛媛県の百年』山川出版社（1988）
- 島津豊幸（編）愛媛近代史料 No. 32『明治前期政治運動史料第一輯－伊予地域における自由民権運動（一）』近代史文庫（2000）
- 砂川雄峻『法曹紙屑籠』酒井法律書籍店（1918）
- 曾我鍛『井上要翁傳』伊豫鐵電社友会館維持会（1953）
- 外崎光広『土佐の自由民権運動』高知市文化振興事業団（1988）
- 瀧川政次郎『公事師・公事宿の研究』赤坂書院（1984）
- 伊達利知・岩田春之助『巨匠弁護士を語る』法律新聞社（1990）
- 高木豊三（編述）「代言至要」『日本立法資料全集別巻305』信山社（2004）
- 田代脩・塩野博・重田正夫・森田武『埼玉県の歴史』山川出版社（1999）
- 高須賀康生『愛媛の政治家』愛媛文化及書刊行会（1988）
- 高梨公之「五大法律学校の創立と代言人たち」、『自由と正義第26巻第8号』日本弁護士連合会（1975）
- 谷正之「弁護士の誕生とその背景(3)－明治時代前期の刑事法制と刑事裁判」、『松山大学論集第21巻1号』，松山大学総合研究所（2009）

- 手塚豊「明治刑法史の研究（下）」『手塚豊著作集第六巻』慶応通信（1986）
- 手塚豊（編著）『近代日本史の新研究Ⅱ』北樹出版（1983）
- 中村菊男『星亨』吉川弘文館（1963）
- 中村英郎「近代的司法制度の成立と外国法の影響」『早稲田法学』42巻1号（1967）
- 長井純市『河野広中』吉川弘文館（2009）
- 日本基督教団松山教会『松山教会百年史稿』青葉図書（1986）
- 日本史籍協会（編）『加太邦憲自歴譜』東京大学出版会（1931）
- 日本弁護士連合会『日本弁護士沿革史』日本弁護士連合会（1959）
- 野沢雞一（編著）『星亨とその時代』川崎勝・広瀬順皓校注，平凡社（1984）
- 橋本誠一『在野「法曹」と地域社会』法律文化社（2005）
- 橋本博（編）『改訂維新日誌第五巻』名著刊行会（1966）
- 英晴次郎（編輯）『代言人評判記』出版英晴次郎（1886）
- 服部之總『服部之總全集 11 自由民権』福村出版（1974）
- 林屋礼二『明治前期民事裁判の近代化』東北大学出版会（2006）
- 林屋礼二・石井紫郎・青山善充（編）『明治前期の法と裁判』信山社（2003）
- 平野義太郎『大井憲太郎』吉川弘文館（1965）
- 細井計・伊藤博幸・菅野文夫・鈴木宏『岩手県の歴史』山川出版社（1999）
- 穂積陳重『法窓夜話』岩波文庫（1980）
- 穂積重遠『続法窓夜話』岩波書店（1936）
- 升味準之輔『日本政党史論第一巻』東京大学出版会（1965）
- 升味準之輔『日本政治史 1』東京大学出版会（1988）
- 三ヶ月章・田中秀夫・中野貞一郎・中務俊昌・小山昇・染野義信『各国弁護士制度の研究』
有信堂（1965）
- 水野廣徳『古稀新人高須峰造先生』高須峰造翁傳記刊行会（1935）
- 三谷太一郎『近代日本の司法権と政党』塙書房（1980）
- 三宅雪嶺『同時代史第二巻』岩波書店（1950）
- 山中永之佑（編）『日本近代法案内』新・日本近代法論史料編，法律文化社（2003）
- 吉野作造（編）『明治文化全集第3巻正史篇下巻』日本評論社（1929）
- 吉野作造（編）『明治文化全集第5巻自由民権篇』日本評論社（1927）
- R・W・ラビノウィツ「日本弁護士の史的発達」『自由と正義第8巻第9号』日本弁護士連合
会（1957）
- 我妻栄・林茂・辻清明・団藤重光（編）『日本政治裁判史録明治・後』第一法規（1968）